

# 文教厚生委員会

令和7年12月10日(水)  
10時00分～ 時 分  
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健健康福祉部長、中谷地域福祉課長、棕木健康医療対策課長、  
龍河子ども・子育て支援課長、小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、鈴木総合窓口課長、川合税務課長

〔旭支所〕西川旭支所長、阿瀬川市民福祉課長

〔教育部〕岡田教育長、草刈教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、  
松井スポーツ振興課長、鎌原人権同和教育室長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】久保田書記

---

## 議題

### 1 請願審査

- (1) 請願第19号 公共施設のバリアフリー化推進を求める請願について
- (2) 請願第20号 診療報酬引き上げと地域医療の維持を求める意見書の提出について
- (3) 請願第21号 高齢者向け100円タクシー制度の恒常化を求める請願について
- (4) 請願第22号 独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センターの医師確保対策強化  
を求める請願について
- (5) 請願第23号 小児救急医療体制の強化を求める請願について
- (6) 請願第24号 地域包括ケアの支援体制見直しを求める請願について
- (7) 請願第25号 子育て支援の充実の請願について
- (8) 請願第26号 子育て支援の公平性確保を求める請願について
- (9) 請願第27号 高齢者・要支援世帯へのごみ出し支援制度を求める請願について
- (10) 請願第28号 三隅火力発電所の環境影響調査を求める請願について
- (11) 請願第29号 市における動物愛護施策の強化を求める請願について
- (12) 請願第30号 マイナンバーカード関連業務の改善を求める請願について
- (13) 請願第31号 市民相談窓口のワンストップ化を求める請願について
- (14) 請願第32号 市税滞納整理と相談体制の改善を求める請願について
- (15) 請願第33号 教育委員の皆様への文書について、確実に到達されるよう求める  
請願について
- (16) 請願第34号 学校給食費負担軽減の検討強化を求める請願について
- (17) 請願第35号 学校給食における地産地消の促進を求める請願について
- (18) 請願第36号 教育委員会の会議公開範囲拡大を求める請願について
- (19) 請願第37号 市立図書館の蔵書充実と利便性向上を求める請願について
- (20) 請願第38号 不登校支援及び授業動画配信体制の導入を求める請願について

裏面あり

- (21) 請願第 39 号 中学校部活動の地域移行を慎重に進めることを求める請願について
- (22) 請願第 40 号 学校トイレの洋式化及び衛生環境改善を求める請願について
- (23) 請願第 41 号 通学路の安全対策強化を求める請願について
- (24) 請願第 42 号 ICT 教育の充実を求める請願について
- (25) 請願第 43 号 行政判断に用いられる資料の内容・数字の根拠の丁寧な確認をお願いする請願について
- (26) 請願第 44 号 教育委員会の公益通報対応改善を求める請願について
- (27) 請願第 45 号 裁判係属中を理由とした説明拒否の改善を求める請願について
- (28) 請願第 46 号 旧スケート場の用途変更に関する再評価を求める請願について
- (29) 請願第 47 号 スケート場跡地活用における市民意見募集の強化を求める請願について
- (30) 請願第 48 号 市立体育施設の利用環境改善を求める請願について
- (31) 請願第 49 号 いじめ防止および人権教育の強化を求める請願について
- (32) 請願第 50 号 工業用水道会計に関する中国電力との合意書の調査を求める請願について
- (33) 請願第 51 号 工業用水道会計における利益剰余金の根拠調査を求める請願について
- (34) 請願第 52 号 工業用水道会計の再監査を求める請願について
- (35) 請願第 53 号 工業用水道会計の情報開示強化を求める請願について

## 2 陳情審査

- (1) 陳情第 1 号 災害時における避難場所(小中学校の体育館)へのエアコン設置の陳情について
- (2) 陳情第 2 号 図書館司書の正規職員化の陳情について

## 3 議案第 75 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

## 4 議案第 78 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

## 5 議案第 81 号 浜田市益井俊雄奨学基金条例の制定について

## 6 議案第 82 号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

## 7 議案第 83 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について

## 8 議案第 84 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

## 9 議案第 89 号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)

## 10 執行部報告事項

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 浜田市医師会との看護職員確保対策事業について        | 【健康医療対策課】 |
| (2) 浜田市子ども医療費助成事業の拡充について          | 【保険年金課】   |
| (3) 浜田市本庁・支所を結ぶ「オンライン窓口」の導入について   | 【総合窓口課】   |
| (4) 浜田市立小中学校統合再編計画における石見小学校建設について | 【教育総務課】   |
| (5) 水道料金改定に係る答申について               | 【水道管理課】   |

- (6) その他  
(配布物) ・浜田市人口状況 (R7.8月末～R7.10月末現在) 【総合窓口課】

11 所管事務調査

- (1) 認知高齢者の状況推移について 【健康医療対策課】  
(2) 保育所（園）の公費負担について 【子ども・子育て支援課】  
(3) 市税、法人市民税の推移について 【税務課】  
(4) 給食センターの現況について 【教育総務課】  
(5) スクールバスの運行状況について 【学校教育課】  
(6) 不登校児について 【学校教育課】  
(7) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用用途変更に係る確認について 【スポーツ振興課】  
(8) 下水道の現況について 【下水道課】

12 その他

- ・【要望書】令和8年度税制改正に関する提言について（委員会に配付）

13 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について（委員間で協議）

14 取組課題について（委員間で協議）

# 【請願 51】公共施設のバリアフリー化推進を求める 請願

件名

公共施設のバリアフリー化推進を求める請願

趣旨

高齢者・障がい者の利用が多い公共施設にバリアフリー整備が十分でない箇所があります。

請願事項

1. 市内公共施設のバリアフリー状況を点検すること。
2. 段差解消・スロープ設置など必要な改善を行うこと。
3. トイレの洋式化・多目的化を推進すること。
4. 視覚・聴覚障がい者向け案内表示を整備すること。
5. 整備計画を市民に公開すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



2025年11月14日

浜田市議会議長  
瀧谷幹雄様

請願(陳情)者

住所 〒697-0052

浜田市港町

団体名 石見地区労働組合協議会

議長 佐々木和也

連絡先

紹介議員

川口 稲宏

## 診療報酬引き上げと地域医療の維持を求める請願書

### 【請願趣旨】

我が国の医療は、診療報酬の長期的な抑制や物価高騰等の影響を受け、諸経費や人件費の上昇により、全国約6割以上の医療機関で赤字経営となっています（2025年3月10日付け公表：日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会資料より）。加えて、2024年の医療機関の倒産件数は過去最多の64件を記録し、2025年上半年においても昨年を上回るペースで35件に達しています。また、地域医療においては医師不足や偏在化といった課題が一層深刻化する一方で、看護師や看護補助者は入院患者の高齢化による負担増や他産業と比較して賃金など待遇の改善が見込めず病院以外の就職先を選択するなど、人材不足が深刻化し患者の尊厳も脅かされる状態にあります。

このような状況下において、政府は2025年11月6日に医療・介護分野への補助金による支援を実施する方針を示しましたが、これは現状の課題を短期的に解決するための暫定的な措置に過ぎず、来年度の診療報酬改訂においては大幅な引き上げと抜本的な改革が不可欠であると考えます。

上記の通り、地域医療は現在深刻な危機に瀕しており、医療従事者の雇用や待遇を守ることが地域医療を維持することに不可欠な要素で、国民一人ひとりが良質で安心・安全な医療サービスを享受することにつながります。つきましては、地方自治法第99条に基づき、以下の事項について国へ意見書を提出するよう請願いたします。

記



### 【請願項目】

- 1、地域医療の維持には病院の安定した収入が必要なため、医療従事者の確保および待遇改善が行える大幅な診療報酬の引き上げを行うこと
- 2、患者の高齢化やその年齢層の医療需要などから医療従事者の負担は増大しており、医療従事者の負担軽減と合わせて患者の尊厳を守り安全で質の高い医療やケアを行うには医療従事者の充足が不可欠なため、現在の医療ニーズが反映された人員配置基準へ見直すこと

以上

## 【請願 14】高齢者 100 円タクシー制度の恒常運用を求める請願

### 件名

高齢者向け 100 円タクシー制度の恒常化を求める請願

### 趣旨

高齢者の移動手段として 100 円タクシーは有効であり、恒常制度化を求めます。

### 請願事項

1. 利用状況データを分析し、継続の必要性を示すこと。
2. 財源の確保方法を整理すること。
3. 対象地域や対象者の拡大を検討すること。
4. 事業者との協議体を設置すること。
5. 制度の定期評価を行うこと。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 22】市立病院の医師確保対策強化を求める 請願

## 件名

独立行政法人国立医療機構浜田医療センターの医師確保対策の強化を求める請願について

## 趣旨

医師不足が続き、市民の医療体制に不安が広がっています。

## 請願事項

1. 医師確保に向けた採用・招聘活動を強化すること。
2. 勤務条件や待遇改善の方策を検討すること。
3. 大学医局との連携を深め、医師派遣を継続的に確保すること。
4. 救急・小児医療を維持するため必要な人員配置を確保すること。
5. 医師確保の進捗を議会へ定期的に報告すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：



## 【請願 23】小児救急体制の充実を求める請願

件名

小児救急医療体制の強化を求める請願

趣旨

小児救急の体制が不十分との声が多く、強化が必要です。

請願事項

1. 夜間・休日の小児科医の確保を進めること。
2. 小児科医不足解消に向けた支援策を検討すること。
3. 電話相談体制を充実させること。
4. 救急待機時間の短縮策を検討すること。
5. 小児救急に関する情報提供を分かりやすく整理し周知すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 25】地域包括ケア体制の見直しを求める請願

## 件名

地域包括ケアの支援体制見直しを求める請願

## 趣旨

地域包括ケアの支援体制に地域差があり、見直しが求められています。

## 請願事項

1. 地域包括支援センターの人員体制強化を検討すること。
2. 相談受付時間や対応範囲の拡充を行うこと。
3. 地域ごとの課題を調査し共有する仕組みを作ること。
4. 医療・介護・福祉の関係機関連携会議を定期開催すること。
5. 高齢者支援の取り組み状況を市民に公開すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



令和7年 11月 14日

浜田市議会議長 様

住所浜田市弥栄町木都賀イ 811-11

氏名 有田 康夫

(団体名) 市民オンブズマンはまだ

(代表者) 有田 康夫

紹介議員

足立象  
沖田真治

子育て支援の充実 の請願について

### 【請願の趣旨】

#### 1 願意

子育て日本一と言われるぐらいに、浜田市として全力をあげ、子育て支援をおこなって欲しい。まず、直ぐに打てる対策として経済的支援を中心に取り組んで欲しい。

- ・保育料第1子から完全無償化
- ・小中学校の給食費完全無償化

#### 2 理由

少子化は日本全国でも問題となっているが、特に浜田市においては、少子化の進行が予測より悪化した状況にある。出生数の激減が止まらない。このことは、浜田市の将来に対し、致命的状況となることは明らかである。少子化の原因は、幾つもの要因があり、簡単には解決できないかもしれないが、対策をさらに進めなければ、手遅れになってしまう。出来る事から、次々とスピード感を持って取りくんで欲しい。



島根県および島根県内の市町村が協力して進めている「島根県定住財団」によると令和 6 年度の島根県への移住相談者数は前年度の 2 倍となっており、かつその相談者の年齢層は 20 代から 40 代が全体の 80% を占めると聞く。

したがって、相談者は、島根県内のどの市区町村に決めるかの判断基準を子育て支援の充実したところを選択する傾向にあると聞く。

実際、邑南町は「日本一の子育て村を目指して」を市のホームページのトップ画面に表示し、PRをおこなっており、実績も上がっている。また全国的に成功例とされている明石市の先例などもある。ぜひ浜田市においても、まずは直ぐに取り組める経済的な子育て支援策を充実させて欲しい。これらの政策を実施するのに、すべてを含めて年間約 2 億円との試算を担当課からもらっている。浜田市の予算を 0.5% で足りる。また国も来年度には、小学校の給食費について補助を検討している。つまり今後は、国からの支援拡充も見込まれ、市の負担は、軽減される見通しが立てられる。子育て世代にとって、一年や二年先送りする事は、歴史資料館について 10 年以上議論する事以上に、地域社会への影響は甚大である。来年度予算の策定に間に合うよう、即政策を策定して欲しい。

# 【請願 13】子育て支援の不公平是正を求める請願

件名

子育て支援の公平性確保を求める請願

趣旨

家庭保育と保育園利用世帯の支援格差が課題となっています。

請願事項

1. 現状の支援制度を整理し、格差の有無を検証すること。
2. 家庭保育世帯にも支援を検討すること。
3. 公平性の観点から制度見直し案を提示すること。
4. 市民への説明を丁寧に行うこと。
5. 子育て支援全体の方向性を明確にすること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 15】ごみ出し支援サービス導入を求める請願

## 件名

高齢者・要支援世帯へのごみ出し支援制度を求める請願

## 趣旨

高齢者や身体が不自由な方にとって、ごみ出しは負担が大きい状況です。

## 請願事項

1. ごみ出し困難者の実態調査を行うこと。
2. 支援サービスの試行実施を検討すること。
3. 民間事業者・地域団体との連携可能性を探ること。
4. 予算措置の必要性を整理すること。
5. 制度導入後の効果検証を行うこと。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



## 【請願 18】三隅火力発電所周辺の環境影響調査を求める請願

### 件名

三隅火力発電所の環境影響調査を求める請願

### 趣旨

発電所周辺の環境への影響が十分に把握されていません。

### 請願事項

1. 大気・水質・騒音等の現状調査を行うこと。
2. 調査結果を市民に公開すること。
3. 必要な対策を中国電力と協議すること。
4. 定期的なモニタリングを実施すること。
5. 周辺住民への説明会を開催すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



◎

## 【請願 49】動物愛護施策の充実を求める請願

### 件名

市における動物愛護施策の強化を求める請願

### 趣旨

飼い主の高齢化や放置動物の増加など、動物福祉の課題が増えています。

### 請願事項

1. 迷い犬・猫の保護体制を強化すること。
2. 謙渡促進のための広報を充実すること。
3. 飼い主向けの啓発活動を進めること。
4. 適正飼養のガイドラインを周知すること。
5. 動物愛護団体との協力体制を構築すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 31】マイナンバーカード業務の改善を求める 請願

## 件名

マイナンバーカード関連業務の改善を求める請願

## 趣旨

マイナンバーカード手続きに時間や負担がかかる状況があり、改善が求められています。

## 請願事項

- 窓口の混雑実態を調査し、適切な体制を整えること。
- オンライン予約の導入・改善を進めること。
- 受取までの待ち時間を短縮する仕組みを検討すること。
- 案内文書や手続き説明を分かりやすく整理すること。
- 紛失・再発行時の対応を迅速化すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 50】市民相談窓口のワンストップ化を求める 請願

件名

市民相談窓口のワンストップ化を求める請願

趣旨

複数部署にまたがって相談が分散し、市民がたらい回しになるケースが見られます。

請願事項

1. 市民相談の受付窓口を一本化すること。
2. 相談内容を迅速に担当部署へ連携する仕組みを整えること。
3. 対応記録を残し、後追い確認ができる体制を作ること。
4. 職員研修を通じて相談対応を向上させること。
5. 相談窓口の利用状況を議会へ報告すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 29】市税滞納整理および相談支援体制の改善を求める請願

## 件名

市税滞納整理と相談体制の改善を求める請願

## 趣旨

滞納整理が進む中、納税相談体制の充実が求められています。

## 請願事項

1. 滞納者への相談窓口を充実すること。
2. 分割納付など柔軟な対応方針を整理すること。
3. 生活困窮者支援制度との連携を強めること。
4. 収納率向上に向けた改善策を示すこと。
5. 滞納整理方針を議会へ共有すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



令和 7 年 11 月 14 日

浜田市議会議長

澁谷 幹雄様

請願者 浜田市国分町  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 教育委員の皆様への文書について、確実に到達されるよう求める請願

#### 【請願の趣旨】

令和 7 年 7 月 14 日に教育委員会事務局へ提出された、教育委員会事務局職員による不適切な事務処理（契約管理課も人事課も不適切、不正な処理と認めています）に関する対応をお願いした文書について、提出者が「委員へ届いたかどうか」を確認できない扱いとなっています。以下『』内は、個人情報を黒塗りした、提出した文書の内容です。

P

### 教育委員会定例会への報告および是正措置の要請について（通報）

2025 年 7 月 14 日

浜田市教育委員会・教育長様

教育委員 各位

(差出人)



私は市民の一人として、浜田市教育委員会事務局において行われたと考えられる不正な事務処理および虚偽に基づく公金支出について、重大な懸念を抱いております。以下に事実を報告のうえ、教育委員会（合議体）としての会議において本件を正式に取り上げ、調査および是正措置を講じていただくよう強く要請いたします。

### 【不正行為の概要】

- ① 浜田市は2023年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に対し、サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務を委託していました。成果品（報告書および概要版各2部、CD-R）は2023年12月10日までの納品が契約上義務付けられていたが、2023年12月14日に教育委員会職員が「成果品は発送したか？」とメールで問い合わせたのに対し、同社は「本日発送予定」と返信しており、納期超過が明らかです。にもかかわらず、教育委員会職員は「納入日は12月8日でよい」と記載し、同社も「日付に留意する」と返信。実際の受領日は12月15日以降であるにもかかわらず、教育委員会は納期内に納品されたものとして検査を通し、請求書どおりの金額を支出した。浜田市契約管理課に問い合わせると、「事実であれば問題がある」と回答しています。
- ② さらに、2023年12月20日付で浜田市教育委員会職員が同社に送信したメールには、「市長からの指示があった。自分が編集したファイルを添付する。これを御社から最終納品されることにしてもよいか？」と記載されており、教育委員会職員自ら修正した文書を委託業務の成果品として偽装する意図がうかがえます。これに対する同社の返信は開示されていませんが、明らかに不正な事務処理です。
- ③ この際に添付された職員修正済みの報告書概要版が、2024年1月の浜田市議会およびスポーツ推進審議会において「コンサルから納入された成果品」として使用され、市民への説明にも用いられました。また、2024年2月の情報公開請求に対しても、この教育委員会職員による修正済みの報告書概要版が「納入された成果品」として開示されており、実際に納品された文書とは異なるものが、現在に至るまで浜田市議会・市民に対して提示され続けている状態です。

### 【問題点】

- ・上記の行為は、委託契約に基づく納入検査義務違反、公金の不適切な支出、さらに公文書の偽造・行使に該当する可能性があります。
- ・また、浜田市議会およびスポーツ推進審議会において、修正済みの概要版を「コンサル作成」と偽って提示し、説明を行ったこと、情報公開請求に対しても修正済み概要版をコンサル作成として開示したことは、いずれも議会と市民を欺き、行政手続および公務員倫理の根幹を揺るがす深刻な問題です。

## 【要請事項】

つきましては、以下の点について、教育委員会定例会議での正式な議題化と対応を要請いたします。

1. 教育委員会（合議体）において本件を正式に取り上げ、事実関係の調査および経緯の確認を行うこと。
2. 関与した職員の責任の明確化と、必要に応じた処分、是正措置、再発防止策を講じること。
3. 教育委員会として、市民および議会に対し、当該経緯および今後の対応方針について説明責任を果たすこと。

## 【添付資料】

- ・公文書部分開示決定通知書
- ・2023年12月の浜田市教育委員会職員からコンサル担当者への送信メール（写し）
- ・2023年12月のコンサル担当者から浜田市教育委員会職員への返信メール（写し）
- ・【R5.12.20 添付】報告書\_概要版\_1206(3)-収支内訳入り（職員が修正したもの）
- ・報告書概要版において事実と異なる内容

教育行政に対する信頼を回復するためには、教育委員会が合議体として自主的かつ中立的に事実を把握し、適切な対処を行うことが不可欠です。

誠実かつ迅速なご対応をお願い申し上げます。

以上



現在の届いたか否か分からぬ運用では、例えば教育委員会の職員等が不都合だと考えた内容の文書や通報について、委員まで届かない（保留、放置、廃棄などにより）可能性が否定できません。

本来、市民からの教育委員の皆様宛ての手紙や通報は、事務局が検閲のように内容によって届ける、届けないという運用をしてはならず、遅滞なく届けていただくべきと考えます。届けた上で、定例会で扱うとか扱わないは教育委員の皆様が判断なさることだと考えます。

教育委員会事務局が市民等からの教育委員の皆様宛ての文書を受け取った場合、どのように取り扱うのか、分かりやすい説明を執行部に求めて下さいます様、お願い申し上げます。

【請願の理由】

1. 文書提出者が「委員に届いたか」を確認できない現状がある。
2. 市が不都合と判断した通報が委員に届かない可能性がある。

現状では、どういう文書が委員に渡り、または途中で止まるか外部から確認できない。

結び

教育委員の皆様への文書が遅滞なく委員本人へ確実に届くよう、到達確認を含めた運用ルールの説明と改善をしていただきたく、執行部へ働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

## 【請願 12】学校給食の負担軽減に関する調査強化を求める請願

### 件名

学校給食費負担軽減の検討強化を求める請願

### 趣旨

学校給食費への負担が増しており、市としての検討強化が必要です。

### 請願事項

1. 給食費無償化に向けた財源調査を行うこと。
2. 国・県の支援制度の活用可能性を整理すること。
3. 他自治体の取り組みを調査し比較すること。
4. 負担軽減策の効果を試算し議会に示すこと。
5. 市民の意見を取り入れる場を設けること。

### 理由

子育て家庭の負担軽減は重要課題のため。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 41】学校給食の地産地消促進を求める請願

## 件名

学校給食における地産地消の促進を求める請願

## 趣旨

子どもたちの健康と地域農業の振興のため、給食での地産地消を拡大する必要があります。

## 請願事項

1. 学校給食で使用する食材の地元産比率を高めること。
2. 農家との連携体制を整備すること。
3. 食育推進として地元食材の紹介を行うこと。
4. 地産地消の実施状況を定期的に公表すること。
5. 調達コストの課題を整理し改善策を検討すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 45】教育委員会会議の公開拡大を求める請願

## 件名

教育委員会の会議公開範囲拡大を求める請願

## 趣旨

教育政策の透明性を高めるため、会議公開範囲の拡大が必要です。

## 請願事項

1. 非公開理由を明確化すること。
2. 公開可能な議題を増やすこと。
3. 議事録を迅速に公開すること。
4. 市民説明会を定期的に行うこと。
5. 教育行政の透明化を推進すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 46】図書館の蔵書拡充および開館時間見直しを求める請願

件名

市立図書館の蔵書充実と利便性向上を求める請願

趣旨

図書館利用者のニーズに合わせて蔵書拡充や開館時間見直しが必要です。

請願事項

1. 人気ジャンルの蔵書を増やすこと。
2. 電子書籍サービスを拡大すること。
3. 開館時間を市民ニーズに合わせて検討すること。
4. 予約システムの操作性を改善すること。
5. 図書購入の要望受付体制を整備すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 24】不登校支援と授業動画配信の導入を求める請願

## 件名

不登校支援および授業動画配信体制の導入を求める請願

## 趣旨

不登校児童生徒の学習支援が不足しており、授業動画配信が有効と考えます。

## 請願事項

1. 不登校児童への学習支援体制を整理し強化すること。
2. 授業動画を録画・配信する仕組みを整備すること。
3. 病欠等による学習遅れを補うため動画視聴を活用すること。
4. ICT 教育の状況を点検し改善につなげること。
5. 保護者と学校の連携を強化すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 42】中学校部活動の地域移行を慎重に進める請願

## 件名

中学校部活動の地域移行を慎重に進めることを求める請願

## 趣旨

地域移行は重要だが、受け皿不足などの課題があり、慎重な移行が必要です。

## 請願事項

1. 地域移行の実態調査を行うこと。
2. 受け皿となる指導者や団体の確保を優先すること。
3. 保護者負担が過度に増えない仕組みを整えること。
4. 部活動の存続可能性を検証すること。
5. 移行スケジュールを無理なく設定すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 43】学校トイレの洋式化推進を求める請願

件名

学校トイレの洋式化および衛生環境改善を求める請願

趣旨

児童生徒の利用しやすさのためにトイレの洋式化が必要です。

請願事項

1. 市内学校トイレの洋式化率を把握すること。
2. 洋式化工事の優先度を整理すること。
3. 清掃・衛生管理の改善を進めること。
4. 老朽化したトイレの改修計画を策定すること。
5. 洋式化の進捗を議会へ報告すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 44】通学路の安全確保と見守り強化を求める 請願

## 件名

通学路の安全対策強化を求める請願

## 趣旨

通学路の危険箇所が多く、安全対策の強化が求められます。

## 請願事項

1. 通学路の一斉点検を行うこと。
2. 危険箇所を早急に改善すること。
3. 見守りボランティアの体制整備を支援すること。
4. 交通安全教室を定期開催すること。
5. 通学路整備の進捗を公開すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 57】市内 ICT 教育のさらなる推進を求める請願

## 件名

ICT 教育の充実を求める請願

## 趣旨

タブレット・AI の活用など、新しい学習環境を進める必要があります。

## 請願事項

1. ICT 教育の研修を教員向けに定期実施すること。
2. タブレットの故障時対応を迅速化すること。
3. AI 学習支援ツールの導入を検討すること。
4. 保護者にも ICT 活用の案内を行うこと。
5. ICT 活用状況の評価を行い改善につなげること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



2025年11月14日

浜田市議会議長

濵谷 幹雄 様

請願者 浜田市国分町 [REDACTED]

三島 淳寛 [REDACTED]

紹介議員 森谷 公昭

## 行政判断に用いられる資料の内容・数字の根拠の丁寧な確認をお願いする請願

### 【請願の趣旨】

浜田市が行政判断や方針決定に使用する資料について、示された数字の根拠や実現可能性を、これまで以上に丁寧に確認し、議会として慎重に判断していただきたい。

### 【請願の理由】

- 「誰が作ったか」ではなく、「数字の根拠」が大切であるため。

有名なコンサルの成果品であろうと、根拠の説明ができない想定数値が示されている事例もあり、数字の裏付けや実現可能性の確認が重要となると考えます。一例として、サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方の調査検討業務の成果品に示された、機能転用後の利用者想定は、人工芝、板張りの場合、ともに今後25年間毎年36,600人と示されており、当時浜田市議会でも内訳を示すよう指摘が行われましたが、示された想定利用内訳は、年間100回大会利用で貸切、部活動での利用（小学校や中学校に要望調査なし）、学校利用（校長会等に調査なし）といったものです。市内で想定のような利用をされ、収入を実現している施設はありませんし、市民の利用を前提としているながら人口減少の影響も全く考慮されていません。利用想定と利用料金収入は連動しており、想定している利用があれば、収入がこれだけありますという資料なので、想定の半分や4分の1の利用者数等になった場合、支出は変わらず収支は非常に悪くなります。過去に教育委員会所管施設について事務局が示した利用想定に対し、実際に施設を整備した



が利用が3分の1でしたという施設もあります。これではかけた費用にたいして見込んだ効果を得られていないことになります。

## 2. 不確かな数字で判断すると、後に市民が負担を背負うことになるため。

利用想定や収支見込みが十分に検証されないまま事業化すると、市民負担が増える可能性が高いと考えます。想定より実際の利用が少ない、収入が少ない場合、その差が大きければ、収支は悪化します。結果、市の収入が減ったり（直営の場合）指定管理料が増えたり（指定管理の場合）することになり、市民のために使えるはずだった予算がその差のために使われることになってしまいます。想定と大きく現実が違っても差額を市長や議会が補填することは無いため、結局は市民がその見込みちがいについての責任を負うことになります。

## 3. 議会の役割として、丁寧な確認が今後ますます大切になるため。

事業化・予算化にあたり、示された数字の根拠や実現性を慎重に見ていただくことで、結果として無駄な投資や後のトラブルを防ぐことができ、市も議会も市民も想定した費用で想定した効果が得られやすくなります。執行部の提案する事業化・予算化の案を、本当にその通りできるのかどうかをチェックするのは、市民の代表である市議会の重要な役割の一つだと考えます。事業の分野や種類は多岐にわたるため、チェックをするのは大変だと思いますが、市民が協働のまちづくり推進条例の精神に則り、これは判断材料としては十分と言えないのではないか等、情報提供や意見を寄せることもあると思います。そうした場合は、内容を確認し必要に応じて根拠や実現可能性の確保向上のために、執行部に対して待ったをかけたり、さらなる調査を要望し、拙速な事業化や予算化を避ける必要もあると考えます。

### 【結び】

以上の理由から、行政判断に用いられる資料について、今後これまで以上に丁寧な確認をお願いしたいと考え、請願いたします。

これは制度変更を求めるものではなく、

議会の皆さまの日頃のご尽力に感謝するとともに、事業化予算化にあたっては、実現可能性を念頭に「根拠の確認」をしていただきたいという趣旨です。

## 【請願 5】教育委員会の公益通報対応改善を求める請願

### 件名

教育委員会の公益通報対応改善を求める請願

### 趣旨

公益通報対応に不十分さが指摘されており、改善が必要です。

### 請願事項

1. 公益通報受付体制を改善すること。
2. 通報から結果通知までの流れを文書化すること。
3. 担当部署による不作為の有無を確認すること。
4. 透明性を高めるため、可能な範囲で公表すること。
5. 通報者への不利益が生じない仕組みを作ること。

### 理由

公益通報制度の信頼性向上が必要です。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

氏名：森谷公昭

紹介議員：森谷公昭



## 【請願 6】教育委員会の「裁判中」を理由とした説明拒否改善を求める請願

### 件名

裁判係属中を理由とした説明拒否の改善を求める請願

### 趣旨

「裁判中」を理由にすべての説明を拒否することは妥当ではありません。

### 請願事項

1. 裁判中でも提供可能な情報を整理すること。
2. 拒否理由を必要最小限に限定すること。
3. 議会へは非公開でも情報提供できる仕組みを整えること。
4. 市民が理解しやすい説明を行うこと。
5. 判断根拠を記録として残すこと。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



## 【請願 7】旧スケート場用途変更の再評価を求める請願

### 件名

旧スケート場の用途変更に関する再評価を求める請願

### 趣旨

用途変更の判断プロセスに不透明な部分があるため、再評価を求めます。

### 請願事項

1. 用途変更の判断基準を明確化すること。
2. 判断に至った資料を公開すること。
3. 維持管理費の比較資料を作成すること。
4. 代替案の検討状況を公表すること。
5. 市民意見を反映する手順を整えること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



## 【請願 8】スケート場跡地活用の市民意見募集を求める請願

件名

スケート場跡地活用における市民意見募集の強化を求める請願

趣旨

跡地活用の検討に市民意見が十分反映されていません。

請願事項

1. 市民アンケートを実施すること。
2. 周知方法を拡大すること。
3. 住民説明会を複数回開催すること。
4. 意見の集約結果を公開すること。
5. 活用案に反映した部分を明示すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 47】市立体育施設の利用改善を求める請願

## 件名

市立体育施設の利用環境改善を求める請願

## 趣旨

市民の健康づくりのため、体育施設の利用環境向上が必要です。

## 請願事項

1. 体育館・グラウンドの老朽箇所を修繕すること。
2. 予約システムを改善すること。
3. 照明・空調設備の点検を強化すること。
4. 利用ルールを分かりやすく案内すること。
5. 利用者アンケートを定期的に行うこと。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



# 【請願 58】人権教育といじめ防止施策の強化を求める請願

件名

いじめ防止および人権教育の強化を求める請願

趣旨

学校や地域でのいじめ・差別防止のための取組強化が必要です。

請願事項

1. いじめ防止対策の実施状況を点検すること。
2. 教職員向けの人権研修を強化すること。
3. 児童生徒の相談窓口体制を整えること。
4. 重大事案発生時の迅速な対応を徹底すること。
5. 保護者・地域との連携を深めること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



# 【請願 1】工業用水道会計合意書の調査を求める請願

## 件名

工業用水道会計に関する中国電力との合意書の調査を求める請願

## 趣旨(簡易)

工業用水道会計の重要文書である合意書について、市民への説明が十分でありません。議会として事実確認を求めるものです。

## 請願事項(5~10 行)

1. 合意書がどのような経緯で作成されたのか明確にすること。
2. 合意書の法的効力および妥当性を第三者的観点から検証すること。
3. 合意書が工業用水道会計に与える影響を整理し、議会に説明すること。
4. 行政内部の判断過程が市民に分かるよう資料を公開すること。
5. 必要に応じて監査委員に調査を要請すること。

## 理由(簡易)

多額の公金に関わり、市民への説明責任が生じるためです。

## 請願者

住所: 浜田市日脚町 [REDACTED]

電話: [REDACTED]

氏名: 森谷公昭

## 紹介議員

森谷公昭(自己請願)



## 【請願 2】工業用水道利益剰余金 4 億円の根拠調査を求める請願

### 件名

工業用水道会計における利益剰余金の根拠調査を求める請願

### 趣旨

利益剰余金 4 億円の算定根拠が市民に明確に説明されていません。

### 請願事項

1. 利益剰余金の計算過程を資料で明確化すること。
2. 原価回収方式との整合性を点検すること。
3. 剰余金の発生要因を検証すること。
4. 市民に理解可能な形で説明資料を作成すること。
5. 必要に応じて専門家の意見を聴取すること。

### 理由

財政情報の透明性向上のために必要です。

### 請願者

住所: 浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

氏名: 森谷公昭

### 紹介議員

森谷公昭



# 【請願 3】工業用水道会計の再監査を求める請願

## 件名

工業用水道会計に関する再監査を求める請願

## 趣旨

現状説明だけでは市民の理解が不十分で、再監査が必要と考えます。

## 請願事項

1. 監査委員による再調査を行うこと。
2. 合意書・剰余金計算・料金設定の妥当性も併せて対象とすること。
3. 監査結果を議会へ速やかに報告すること。
4. 市民にも結果を公開すること。
5. 必要な改善点を整理し提示すること。

## 理由

市民の信頼回復が必要なため。

## 請願者・紹介議員

住所: 浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

氏名: 森谷公昭

紹介議員: 森谷公昭



# 【請願 54】工業用水道会計の情報開示強化を求める請願

## 件名

三隅工業用水道会計の情報開示強化を求める請願

## 趣旨

工業用水道会計に関する情報が十分に公開されておらず、透明性の向上が必要です。

## 請願事項

1. 会計収支を詳細に公開すること。
2. 中国電力との契約内容・単価等の情報を明確にすること。
3. 市民向け説明資料を作成すること。
4. 監査結果を速やかに共有すること。
5. 会計改善策を議会へ報告すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話：[REDACTED]



陳情番号	1
付託先委員会	文教厚生委員会
審査結果等	

令和7年11月14日

浜田市議会議長 様

住 所 島根県浜田市弥栄町  
氏 名 有田康夫

### 災害時における避難場所(小中学校の体育館)へのエアコン設置の陳情について

#### 【陳情の趣旨】

- 1 願意 (議会に対して求めることを記入してください。)

避難場所にもなる市内の小中学校の体育館のエアコンを早急に整備する事を求めて欲しい。

- 2 理由 (陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。)

令和6年度3月議会において個人一般質問で議員から質問があったが、執行部は「体育館のエアコン設置の為には、断熱工事などに多額の費用が発生する。また国の監査などで補助金の対象外となった場合のリスクが大きい」と答弁した。さらに「まず特殊教室エアコン設置を進め、令和10年度以降に体育館のエアコン設置については検討する」とした。しかしこれら答弁は正しくない。教育委員会の担当課長に確認したところ「断熱工事の積算はしていない。また積算に必要な体育館の床面積も把握していない」「国に補助金返還を求められた例は確認できない」と回答をもらっている。国が示している資料によれば、補助金対象となる、一般的な学校体育館の断熱工事として、窓に遮熱フィルムを貼る対策だけにした場合一施設100万円程度との試算もある。このように、市民の命に関わり、国の重点施策であることから、早急に実施してほしい。

執行部は、市民からの要望に対し、予算(財源不足)の問題を持ち出し、直ぐ直ぐの対応は困難と回答する事が多い。しかし今年度予算に美又温泉の整備に40億年を当てている。そのうち「デジタル温泉手形」に対して16億円を当てている。この政策は、市民の命を守る政策より優先順位が高いのか。国の重点施策より、より重要な政策なのか。全国ニュースでは、交付金の無駄遣いの例として、一番トップの見出しにすらされている。浜田市の恥を全国にさらす事は市民として辞めていただきたい。市長が一番に行なうべき政策は、市民の命を守ることである事に議論の余地は無い。



陳情番号	2
付託先委員会	文教厚生委員会
審査結果等	

令和7年11月14日

浜田市議会議長 様

住 所 島根県浜田市弥栄町  
氏 名 有田康夫

### 図書館司書の正規職員化の陳情について

#### 【陳情の趣旨】

- 1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

浜田市の図書館などに勤務する司書の待遇を、市役所の正規職員とすることを求める。

- 2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。）

今日、社会問題となっていることに、子どもから大人まで、読書の機会の減少がある。デジタル化が進んだとしても、適切な書籍やデータに市民がアクセスするためには、その行為をサポート出来る専門職が欠かせない。

現代社会が、簡単にスマホ一つで、膨大な情報にアクセスできる時代だからこそ、情報の真偽の確認を含め、適切なアドバイスはより重要となってきている。この専門職である司書の待遇が、非常勤職員であっては、浜田市の文化振興に支障が生ずると考える。

実際、島根県の小中学校の学力は、全国比較で、極めて低い状態にある。その解決に対しAI学習も大切であるが、まだAIは不完全である。したがって図書館学習などで、丁寧に文献や書籍を調べて学習する習慣を身につけるためにも司書の専門性を生かすべきである。

もちろん、学校教育のみではなく、社会教育の充実のためにも、司書の待遇を正規職員化するべきと考える。



**令和7年12月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**(文教厚生委員会)**

## 新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
  - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
  - (2) 改正のある条のみ表記
  - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
  - (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。
2 [略]	2 [略]

## 目 次

議案第75号	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第78号	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第82号	浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議案第83号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の 一部を改正する条例について	…	8ページ
議案第84号	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 について	…	14ページ

## 浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行							改正後（案）								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
属する執行機関	附属機関の名称	担任事項	委員等の定数	委員等の任期	会議の定足数	表決の方法	属する執行機関	附属機関の名称	担任事項	委員等の定数	委員等の任期	会議の定足数	表決の方法		
市長	〔略〕							市長	〔略〕						
	浜田市男女共同参画推進委員会						浜田市男女共同参画推進委員会								
	〔新設〕							浜田市奨学金審査委員会	市長の諮問に応じ、浜田市奨学金、山藤功奨学金及び益井俊雄奨学金の認定等に關し	識見者3人以内	2年ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数		

現行						改正後（案）						
浜田市 保健医 療福祉 協議会	市長の諮 問に応 じ、保健 医療福祉 に関する 基本的な 計画等の 策定及び その計画 に基づく 事業の実 施に関する 重要な 事項を調 査審議す ること。 市長が行 う事業の 推進状況	識見者2 人以内 医療関 係団体 代表5人 以内 福祉関 係団体 代表6人 以内 関係行 政機関 代表3人 以内 学校教 育関係 代表2人 以内 その他	2年 ただ し、再 任を妨 げな い。	委員の 半数以 上	出席委 員の過 半数	必要な事 項を審議 するこ と。	浜田市 保健医 療福祉 協議会	市長の諮 問に応 じ、保健 医療福祉 に関する 基本的な 計画等の 策定及び その計画 に基づく 事業の実 施に関する 重要な 事項を調 査審議す ること。 市長が行 う事業の 推進状況	識見者2 人以内 医療関 係団体 代表5人 以内 福祉関 係団体 代表6人 以内 関係行 政機関 代表3人 以内 学校教 育関係 代表2人 以内 その他	2年 ただ し、再 任を妨 げな い。	委員の 半数以 上	出席委 員の過 半数

現行							改正後（案）						
教育委員会		について審議し、市長に建議すること。	市長が特に必要と認める者5人以内					について審議し、市長に建議すること。	市長が特に必要と認める者5人以内				
	[略]						[略]						
	[略]						[削る]						
浜田市奨学金審査委員会	市長の諮問に応じ、浜田市奨学金の貸与及び山藤功奨学金の給付に関し必要な事項を審議すること。	識見者3人以内 教育関係者2人以内	2年ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数								

現行	改正後（案）
(登録申請の不受理)	(登録申請の不受理)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項第1号の規定にかかわらず、登録申請に係る印鑑が、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち、非漢字圏のものの住民票 <u>の備考欄</u> に記載がされている氏名の <u>カタカナ</u> 表記又はその一部を組み合わせたもので表されている場合は、当該印鑑の登録の申請を受理することができる。	2 前項第1号の規定にかかわらず、登録申請に係る印鑑が、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち、非漢字圏のものの住民票_____に記載がされている氏名の <u>片仮名</u> 表記又はその一部を組み合わせたもので表されている場合は、当該印鑑の登録の申請を受理することができる。
(印鑑登録証)	(印鑑登録証)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 登録者は、印鑑登録証が著しく <u>汚損又はき損した</u> ときは、市長に <u>再交付</u> を申請することができる。	3 登録者は、印鑑登録証が著しく <u>汚損し、又は毀損した</u> ときは、市長に <u>引換交付</u> を申請することができる。
4・5 [略]	4・5 [略]
(印鑑登録の抹消)	(印鑑登録の抹消)
第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。	第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の <u>カタカナ</u> 表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第4条第1項第1号に該当することになったとき。	(6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の <u>片仮名</u> 表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第4条第1項第1号に該当することになったとき。
(7)・(8) [略]	(7)・(8) [略]

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であつて、市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(1) 出生した日から<u>満6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p><u>(2) 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>(3) 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>2~4 [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、子ども（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用（<u>前条第1項第4号</u>に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であつて、市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(1) 出生した日から<u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>2~4 [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、子ども（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用（<u>前条第1項第2号</u>に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定</p>

現行	改正後（案）
<p>により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）について、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号<u>又は第2号</u>に掲げる者 本人負担額の全額</p> <p><b>(2) 前条第1項第3号に掲げる者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額</b></p> <p><b>ア 病院又は診療所において療養又は医療を受けた場合</b></p> <p><b>(ア) 入院 本人負担額の全額</b></p> <p><b>(イ) 入院外 本人負担額から病院又は診療所ごとに1月につき対象医療費の100分の30に相当する額（当該額が1,000円を超える場合は、1,000円）を控除した額</b></p> <p><b>イ 薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用器具製作所又は訪問看護ステーションにおいて療養又は医療を受けた場合 本人負担額の全額</b></p> <p><b>(3) 前条第1項第4号に掲げる者 本人負担額から病院又は診療所ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額（当該額が15,000円を超える場合は、15,000円）を控除した額</b></p> <p>2・3 [略] (資格証の交付)</p> <p>第4条 市長は、第2条第1項第1号<u>から第3号まで</u>に規定する者について、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき、子ども医療費受給資格証（以下「資格証」という。）を交付するものとする。</p>	<p>により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）について、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号_____に掲げる者 本人負担額の全額 〔削る〕</p> <p>〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><b>(2) 前条第1項第2号に掲げる者 本人負担額から病院又は診療所ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額（当該額が15,000円を超える場合は、15,000円）を控除した額</b></p> <p>2・3 [略] (資格証の交付)</p> <p>第4条 市長は、第2条第1項第1号_____に規定する者について、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき、子ども医療費受給資格証（以下「資格証」という。）を交付するものとする。</p>

現行	改正後（案）
<p><u>2 市長は、第2条第1項第1号に規定する者が同項第2号に該当するに至ったとき又は同号に規定する者が同項第3号に該当するに至ったときは、それぞれ該当する資格証を交付するものとする。この場合においては、前項の規定による申請をすることを要しない。</u></p> <p>（資格証等の提示）</p> <p>第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号<u>から第3号まで</u>に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等において社会保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、資格証を提示しなければならない。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第6条 第2条第1項第1号<u>から第3号まで</u>に規定する者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによって行う。ただし、規則で定める場合において被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、被保険者等に助成対象額を支払うことによって行う。</p>	<p>[削る]</p> <p>（資格証等の提示）</p> <p>第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号_____に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等において社会保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、資格証を提示しなければならない。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第6条 第2条第1項第1号_____に規定する者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによって行う。ただし、規則で定める場合において被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、被保険者等に助成対象額を支払うことによって行う。</p> <p>2 <b>第2条第1項第4号</b>に規定する者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を被保険者等に支払うことによって行う。</p> <p>3 [略]</p> <p>（資格証の返還）</p> <p>第10条 被保険者等は、第2条第1項第1号<u>から第3号まで</u>に規定する子どもでなくなったときその他第3条の規定による助成を受ける資格を失ったときは、資格証を市長に返還しなければならない。</p>

【第1条】浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第32号）新旧対照表  
(下線部分が改正箇所)

現行	改正後（案）
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u></p> <p>_____</p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

【第2条】浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）新旧対照表  
(下線部分が改正箇所)

現行	改正後（案）
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士_____</p> <p>_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士_____</p> <p>_____、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（職員）</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士<u>（島根県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合は、保育士又は島根県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士<u>（島根県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（職員）</p>

現行	改正後（案）
<p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士_____</p> <p>_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 [略] (職員)</p>	<p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士<u>（島根県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 [略] (職員)</p>
<p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____</p> <p>_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 [略] (職員)</p>	<p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士<u>（島根県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 [略] (職員)</p>
<p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士_____</p>	<p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士<u>（島根県が認定地方公共団体である場合は、</u></p>

現行	改正後（案）
<p>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p><b>保育士又は島根県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</b>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
2・3 [略]	2・3 [略]

【第3条】浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年浜田市条例第31号）新旧対照表  
(下線部分が改正箇所)

現行	改正後（案）
(虐待等の防止)	(虐待等の防止)
第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員)	(職員)
第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士_____ _____その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。	第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 <u>（島根県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）</u> その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
2・3 [略]	2・3 [略]

【第4条】浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第34号）新旧対照表  
(下線部分が改正箇所)

現行	改正後（案）
<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該研修の修了を要しないものとする。</p> <p>(1) 保育士_____の資格を有する者</p> <p>_____</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略] (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該研修の修了を要しないものとする。</p> <p>(1) 保育士 <u>島根県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合は、保育士又は島根県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略] (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条　〔略〕</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条　〔略〕</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>				
	<table border="1"> <tr> <td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の児童相談所等における利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の児童相談所等における利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の児童相談所等における利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3・4　〔略〕	3・4　〔略〕				

## システム標準化における一部業務システムの移行延期について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国の示す標準仕様書に準拠したシステムへの移行作業を進めていますが、下記のとおり移行スケジュールを変更します。

### 記

1 変更理由 令和 7 年 11 月 17 日から実施している住民情報システムの検証作業において不具合が確認されたことから、移行スケジュールの見直しが必要となったため

2 稼働予定日 令和 8 年 3 月下旬

3 対象業務

住民記録	選挙人名簿管理	固定資産税	個人住民税
法人住民税	軽自動車税	就学	国民年金
児童手当	児童扶養手当	子ども・子育て支援（保育）	印鑑登録

4 その他 現在の住民サービスに影響はありませんが、新システムで導入を予定していた eL-QR 公金収納については開始時期が延期となります。

議案第 89 号

指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

浜田市あさひやすらぎの家の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

施設の名称	浜田市あさひやすらぎの家
指定管理者	住 所：浜田市旭町本郷 362 番地 6 名 称：社会福祉法人旭福祉会 代表者：理事長 大 倉 美知男
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 89 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

[施設所管課] 旭支所 市民福祉課

1 施設概要

施設名称	浜田市あさひやすらぎの家
設置目的	日常生活に不安を持つ高齢者への生活指導及び生活支援を行うことにより介護予防を推進し、高齢者の健康を保持するとともに、共同生活を通じて社会的孤立感の解消を図る。
所在地	浜田市旭町本郷362番地23
面 積	敷地面積 545.06m <sup>2</sup> 延床面積 162.35m <sup>2</sup>
施設内容	玄関ホール、事務室、居室6、ダイニング、キッチン、浴室、便所
開設年月	平成15年4月（平成15年2月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（社会福祉法人旭福祉会）
指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
指定管理料	1,509,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	社会福祉法人 旭福祉会 理事長 大倉 美知男
住 所	浜田市旭町本郷362番地6
設 立	平成12年11月
基本財産	701,250,331円
従業員数	76人
指定期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
指定管理料	1,763,400円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	この法人は、隣接する特別養護老人ホームを運営する法人で、平成21年度からやすらぎの家の管理運営に携わり、業務に精通している。また、地理的条件も優位であることから施設管理を常に容易にでき、緊急時も迅速に対応できるため。

## 浜田市医師会との看護職員確保対策事業について

看護師、准看護師、助産師など看護職員は、医療や介護サービスの質と安全性を維持するうえで、非常に重要な役割を果たしております。

しかし、市内には、看護職員が不足している医療機関や介護施設が多数あり、特に浜田医療センターにおいては、新規採用者が募集人員を大きく下回っております。また、これまで准看護師を輩出してきた浜田准看護学校が廃校となります。

このような状況から、現在、将来にわたる看護職員の充足を目的とし、浜田市医師会の協力のもと、令和8年度から看護職員確保対策を見直します。

### 1 修学資金支援制度の拡充

#### 【概要】

- ・対象を浜田医療センター附属看護学校学生に加え、市外の看護系高等教育機関等（助産師課程含む）に進学した市内出身の学生に広げるとともに、貸付額等を見直します。

#### 【検討内容】

- ・貸付額 月5万円程度を想定 ←現行：3万円又は4万円
- ・貸付期間 入学した高等教育機関等の課程修了に要する最短の年数の範囲内
- ・返還免除要件 市内の医療機関等で看護職員として一定の期間勤務する。

※勤務期間は、緩和する方向で検討中 ←現行：借入期間の2倍

- ・令和8年度の新規募集 10名程度を想定

#### 【事前周知】

- ・看護職員を目指す高校生等に制度が拡充する予定であることを周知し、将来浜田市の医療機関等への就職を促す。

### 2 医療機関に対する支援等(新規)

看護師確保に精力的に取り組む医療機関に対する支援、浜田市で働く看護職員に対する支援も検討しております。

## 浜田市子ども医療費助成事業の拡充について

### 1. 拡充内容

浜田市子ども医療費助成事業においては、現在、県制度による中学生までを対象とした助成に市独自制度を上乗せすることにより、中学生までの完全無償化と高校生年代(15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの子)の入院及び薬局等の無償化を実施しています。

令和8年度以降、無償化の対象を高校生年代の通院医療費まで拡充し、高校生年代までの医療費を完全無償化とすることにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組みます。

### 2. 開始時期

令和8年4月1日

### 3. 医療費助成制度の拡充

対象者区分	【現行】 R7.4~			【拡充後】 R8.4~		
	県制度		市独自制度	県制度		市独自制度
	医療区分	自己負担	自己負担	割合	限度額	限度額
未就学児		割合	限度額			
入院	1割	2,000円	0円	1割	2,000円	
通院		1,000円	0円		1,000円	
薬局等		0円			0円	
小学生	入院	1割	2,000円	0円	1割	2,000円
	通院		1,000円	0円		1,000円
	薬局等		0円			0円
中学生	入院	1割	2,000円	0円	1割	2,000円
	通院		1,000円	0円		1,000円
	薬局等		0円			0円
高校生年代	入院	3割		0円	3割	0円
	通院			1,000円		(拡充) 0円
	薬局等			0円		0円

※ 自己負担限度額は、1医療機関（医科、歯科別）の1か月あたりの額

※ 網掛け部分…市独自制度

## 浜田市本庁・支所を結ぶ「オンライン窓口」の導入について

オンライン窓口とは、移動負担軽減と利便性の向上を目的として、各支所と本庁をWeb会議ツール（オンライン通話）で繋ぎ、本庁に行かなくても申請書等記入方法の確認や専門的な相談ができるサービスです。

令和6年5月から、全4支所で試験的導入を実施、利用者の満足度も高く有効性を確認することができました。

本格導入では、書画カメラやマイク付きヘッドホンを設置しており、本庁の窓口と同じようにお互いに書類を見ながら顔を見て話すことができます。

また、機器の操作は支所職員がお手伝いしますので、安心してご利用いただけます。

1 運用開始 令和8年1月

2 導入窓口 各支所市民福祉課窓口及び本庁対象業務担当課

3 対象業務

業務内容	担当課
住民票・戸籍等証明書等の発行、亡くなられた方のお手続き 住民票の異動・戸籍届出、パスポート、マイナンバーカード	総合窓口課
国民健康保険、国民年金、福祉医療、子ども医療 後期高齢医療	保険年金課
所得課税・納税証明書等の発行、市民税、法人市民税 軽自動車税、市税等の徴収・口座振替	税務課
固定資産税、土地、家屋、償却資産	資産税課
障がい福祉、特別障害者手当	地域福祉課
介護保険、高齢者福祉サービス、養護老人ホーム、健康相談	健康医療対策課
児童手当、放課後児童クラブ、保育所・認定こども園	子ども・子育て支援課
墓地、犬の登録、狂犬病予防接種、動物愛護(猫)、生活環境	環境課

4 選定事業者 ニシム電子工業株式会社（福岡市）※公募型プロポーザル方式にて選定

5 契約金額 導入委託料 13,805,000円  
月額利用料 55,000円 ※消費税及び地方消費税を含む

6 契約期間 令和7年9月26日～令和12年12月31日

7 その他の

運用の開始については、HP、広報、ケーブルTV、各地域協議会（浜田地域を除く）等により住民への周知を行います。

## 浜田市立小中学校統合再編計画における石見小学校建設について

浜田市内の小中学校においては、令和 4 年 10 月に策定した浜田市立小中学校統合再編計画に基づき、教育環境改善のため計画的な統合再編を実施している。

この度、本計画にて令和 8 年度から単独建替えのための基本設計に着手予定であった浜田市立石見小学校について、以下のとおり建設計画を見直すこととした。

### 1 見直しに至る背景及び理由

浜田市立小中学校統合再編計画の策定においては、児童生徒数の将来推計値も重要な判断材料の一つである。計画策定時の令和 8 年度児童生徒数は 3,426 名と推計されていたが、本年 10 月時点での推計値は 3,283 名であり、想定を大きく下回っている。さらに、出生数も計画策定前年度の令和 3 年度 302 名が、3 年後の令和 6 年度は 241 名、令和 7 年度は令和 6 年度をさらに下回る見込みであり、計画策定以後、予想以上に少子化のスピードが加速している。

また、現在、令和 7~8 年度の 2 カ年で市長部局において「公共施設等総合管理計画」の改訂業務を行っており、今後、公共施設再配置実施計画も併せて改訂の予定である。公共施設の中で学校施設の占める割合は大きく、見直さざるを得ない。

以上のことから、今後的小中学校の適正配置を検討する前のタイミングで石見小学校の単独建替えに着手することについては、慎重に検討する必要があると考える。

### 2 見直しに当たっての課題

#### (1) 校舎の規模感

石見小学校単独、または統合再編を見据えた児童数

#### (2) 立地場所の選定

- ア 現地
- イ 現地付近
- ウ その他の用地
- エ 既存施設の利活用

### 3 見直し後の建設計画

令和 8 年度の基本設計着手の予定を見送り、上記 2 の課題整理後、石見小学校建替えに着手する。

なお、建設順位については、現在の美川小学校建替え後、石見小学校建替えに着手する、という方針に変更はない。

## 水道料金改定に係る答申について

### 1 審議会の開催状況

令和 6 年 10 月 18 日に浜田市上下水道事業審議会へ「水道料金の改定」について諮問を行った。その後、令和 7 年 10 月 17 日まで計 5 回の審議が行われ、令和 7 年 11 月 21 日に本審議会から答申を受けた。

### 2 諒問事項

水道料金の改定について

### 3 答申内容

給水人口の減少による減収に加え、簡易水道統合による国の支援も令和 10 年度にはなくなるため、水道事業経営が今後成り立たなくなる危険性があり、併せて施設等の老朽化も進む中、計画的な更新が求められている。

こうした背景のもと、水道水の安定供給のため健全な経営を維持する必要があることから、水道料金の増額改定の必要性を認め、平均改定率を 34.5%、改定時期は令和 9 年度とする答申であった。

しかし、改定の影響を大きく受ける生活困窮者等への配慮を求めるなど、以下の点について意見が付された。

### 4 付帯意見

#### (1) 生活困窮者等への配慮について

料金改定の影響を大きく受ける生活困窮者等に対して水道事業での個別の配慮は難しいため、福祉や産業振興の観点から影響を見極めたうえで、負担軽減策を適宜実施いただくよう要望する。

#### (2) 答申と市の方針決定に差が生じた場合の対応について

市としての方針決定をする際に、答申内容より減収となる方針となった場合、減収分は一般会計からの財源補填を求める。

#### (3) 持続可能な水道経営の取組について

持続可能な水道事業の実現に向け、施設等の計画的な更新や、抜本的な経営体制の見直しについて求める。

#### (4) 市民への周知について

料金改定をわかりやすく周知することを求める。

## 答申書（一部抜粋）

令和 7 年 11 月 21 日

浜田市長 三浦 大紀 殿

浜田市上下水道事業審議会  
会長 鈴木 遵也

### 水道料金の改定について（答申）

本審議会は、令和 6 年 10 月 18 日付け水管第 373 号で諮問のあった水道料金の改定について慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので答申する。

#### 記

##### 1. 答申

（水道料金の改定について）

給水人口の減少に加え、簡易水道統合に伴う国の支援も令和 10 年度には皆減することで収益が悪化し、このままでは水道事業の経営が成り立たなくなる危険性がある。また、水道施設等の老朽化が進んでおり、耐震化を含め対策を講じていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、慎重に検討した結果、水道水の安定供給を確保するため、健全な水道事業経営を維持する必要があることから、水道料金の増額改定を実施する必要性を認め、平均改定率は 34.5% とすることを答申する。

なお、改定に係る事務手続き及び周知期間を考慮し、改定期は令和 9 年度とし、改定後も給水人口の減少等による収益の減少傾向は変わらない見込みであることから、改定後 5 年を目途に、再度水道料金水準の検証を行う必要がある。

また、近年の物価高騰により、家計及び事業活動は厳しい現状にある。この度の改定は大幅な値上げとなるため、影響の大きい生活困窮者等への配慮を求める。

## (検討の経緯)

- (1) 令和 2 年 10 月に完了した前回の料金改定から 5 年が経過する中、物価高騰や給水人口の減少により浜田市の水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。特に、簡易水道統合に伴う国の支援措置が令和 10 年度に皆減することに伴い、一般会計からの繰入金が大幅に減少する影響もあり、このままでは令和 13 年度には経営破綻が危惧される状況である。水道事業は独立採算制が原則であり、一般会計からの繰入に頼る経営はできないため、今後も見込まれる収益の減少については、水道料金収入で賄うことが求められる。
- (2) 令和 3 年度から令和 5 年度の 3 カ年の総括原価 48 億 5,259 万円から求めた事業運営に必要な供給単価「269.6 円／m<sup>3</sup>」と、令和 5 年度決算時の供給単価「195.4 円／m<sup>3</sup>」を比較すると「74.2 円／m<sup>3</sup>」の乖離（不足）が生じており、経費に見合った収入が得られていない現状がみてとれる。
- (3) 水道施設等の老朽化の進行に伴い、計画的な更新に取り組んでいるが、近年頻発する災害に対応するため耐震化の推進及び施設等の更新は急務であり、そのための財源確保が必要である。ただし、類似団体と比較して企業債残高が著しく高い状況であり、経営の弾力性を確保するには新たな企業債の発行は極力抑えるべきである。
- (4) 基本料金：従量料金=2.7：7.3 という収益構造となっており、他自治体と比較しても基本料金の割合が低い。安定的な収益構造とするため、基本料金の割合を高め、基本料金：従量料金=3：7 程度に改善する必要がある。一方で、料金改定による負担の不均衡が生じないよう、現行の遅増遅減による料金体系自体は維持すべきである。
- (5) 以上の点を踏まえ、新水道料金体系（案）を検討し、当期純利益及び資金残高のシミュレーションを行った結果、5 年程度ではあるが経営の

健全化が確保でき、施設等の更新にも一定の効果が期待できることから、答申に至った。

## 2. 付帶意見

### (1) 生活困窮者等への配慮について

答申でも触れたとおり、この度の料金改定は大幅な値上げであり、水道利用者への影響は大きく、とりわけ生活困窮者及び水を大量に使用する水産関連事業者や福祉施設の負担感が大きい。

ただし、生活困窮者等への配慮に係る負担を水道事業が負うことで、収益の悪化を招き更なる料金改定率の引き上げが必要になる事態は避けるべきである。

これまで市においては、給付金や福祉事業者等向けの光熱費高騰対策といった物価高騰対策を実施してきた実績があり、この度の料金改定にあたっても、福祉施策や産業施策の観点から負担軽減策を適宜実施するよう強く要望する。

### (2) 答申と市の方針決定に差が生じた場合の対応について

本審議会においては、水道経営の安定化を主眼に答申を取りまとめた。答申を受け、今後市として市民生活に与える影響等も含め総合的に判断し、料金改定率や改定時期を方針決定することになる。市が決定した方針と答申に差が生じることで、答申の見込みより収益減となる場合も想定される。その場合、次回料金改定の時期や改定率に影響を及ぶことのないよう、減収分の補填財源を一般会計から繰り入れされたい。

### (3) 持続可能な水道経営の取組について

将来にわたって水の安定供給を維持するため、計画的かつ効率的な施設等の更新に努められたい。

また、人口減少が続く中にあっても、持続可能な経営が確保できるよう、抜本的な体制の見直しに向けた検討を進められたい。

(4) 市民への周知について

水道料金改定に対する市民の理解が速やかに正しく得られるよう、具体的でわかりやすい資料の作成、丁寧な説明に努められたい。

## 今後の経営見込み（料金改定前）

現状のままでは、令和7年度から収支は赤字に、令和13年度には経営破綻する見込みである。

## 【当期純利益】

決算

単位：千円

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的収入	1,775,655	1,755,053	1,662,786	1,588,167	1,552,965	1,510,028	1,468,440	1,450,301	1,419,912	1,373,952	1,345,453
料金収入	1,133,128	1,128,055	1,091,753	1,053,105	1,039,861	1,008,123	966,414	947,268	917,818	870,470	848,264
長期前受金戻入	419,938	410,403	417,655	418,455	421,085	425,976	427,733	429,801	430,893	433,108	428,012
収益的支出	1,636,098	1,746,113	1,686,585	1,693,242	1,700,903	1,692,637	1,695,489	1,704,378	1,708,020	1,717,888	1,714,454
経費	434,331	529,396	473,031	486,052	503,551	494,858	502,243	507,720	509,131	513,960	517,925
減価償却費	882,006	879,204	890,715	889,126	883,930	889,371	887,493	892,516	895,891	901,692	895,084
当期純利益(△損失)	138,251	6,850	△24,782	△106,292	△149,368	△183,819	△228,335	△255,385	△289,376	△345,223	△370,289

## 【資金残高予測】

決算

単位：千円

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
当期純利益(△損失)	138,251	6,850	△24,782	△106,292	△149,368	△183,819	△228,335	△255,385	△289,376	△345,223	△370,289
資本的収支不足額	△625,489	△578,348	△653,921	△644,989	△620,215	△558,331	△528,384	△513,219	△509,641	△519,358	△495,954
補填財源	625,489	578,348	653,921	644,989	620,215	558,331	528,384	513,219	392,112	211,568	184,990
損益勘定留保資金	462,068	468,801	448,278	364,379	313,477	279,576	231,425	207,331	175,622	123,360	96,782
その他	62,562	85,513	106,389	88,208	88,208	88,208	88,208	88,208	88,208	88,208	88,208
利益剰余金処分額	100,859	24,034	99,254	192,402	218,531	190,547	208,752	217,681	128,283	—	—
補填財源不足額	—	—	—	—	—	—	—	—	△117,529	△307,791	△310,964
期末資金残高	1,341,478	1,324,294	1,225,040	1,032,638	814,107	623,560	414,808	197,127	△48,685	△356,476	△667,439

当期純利益の場合) 期末資金残高 = 前年度残高 + 当期純利益 - 利益剰余金処分額

当期純損失の場合) 期末資金残高 = 前年度残高 - 利益剰余金処分額 (当期純損失を含む) + 補填財源不足額

(参考資料)

## 新水道料金体系（案）

単位：円（2ヵ月・税抜）

口径	基本料金	従量料金						臨時用 船舶用
		0～20m <sup>3</sup>	21～40m <sup>3</sup>	41～100m <sup>3</sup>	101～1000m <sup>3</sup>	1001～2000m <sup>3</sup>	2001m <sup>3</sup> ～	
13mm	2,180	115	204	255	304	278	257	676
20mm	2,330							
25mm	3,390							
30mm	3,570							
40mm	8,210							
50mm	16,430							
75mm	24,380							
100mm	82,710							
150mm	94,640							

## （参考）現行料金体系

単位：円（2ヵ月・税抜）

口径	基本料金	従量料金						臨時用 船舶用
		0～20m <sup>3</sup>	21～40m <sup>3</sup>	41～100m <sup>3</sup>	101～1000m <sup>3</sup>	1001～2000m <sup>3</sup>	2001m <sup>3</sup> ～	
13mm	1,680	85	150	185	220	205	190	490
20mm	1,800							
25mm	2,600							
30mm	2,600							
40mm	6,200							
50mm	12,400							
75mm	18,400							
100mm	62,400							
150mm	71,400							

## 現行料金との差額・改定率

単位：円（2ヶ月・税抜）

口径	基本料金 改定額（円） 改定率（%）	従量料金 改定額（円）／改定率（%）						臨時・船舶 改定額（円） 改定率（%）
		0～20m <sup>3</sup>	21～40m <sup>3</sup>	41～100m <sup>3</sup>	101～1000m <sup>3</sup>	1001～2000m <sup>3</sup>	2001m <sup>3</sup> ～	
13mm	+500 <b>29.8%</b>	+30 <b>35.3%</b>	+54 <b>36.0%</b>	+70 <b>37.8%</b>	+84 <b>38.2%</b>	+73 <b>35.6%</b>	+67 <b>35.3%</b>	+186 <b>38.0%</b>
20mm	+530 <b>29.4%</b>							
25mm	+790 <b>30.4%</b>							
30mm	+970 <b>37.3%</b>							
40mm	+2,010 <b>32.4%</b>							
50mm	+4,030 <b>32.5%</b>							
75mm	+5,980 <b>32.5%</b>							
100mm	+20,310 <b>32.5%</b>							
150mm	+23,240 <b>32.5%</b>							

## 料金改定後の経営見込み

## 【当期純利益（料金改定後）】

	新料金										単位：千円	
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
料金収入	1,133,128	1,128,055	1,091,753	1,053,105	1,380,203	1,345,461	1,311,718	1,278,942	1,247,112	1,216,197	1,186,166	
基本料金					388,953	384,940	380,973	377,050	373,179	369,356	365,577	
従量料金					991,250	960,521	930,745	901,892	873,933	846,841	820,589	
基本：従量					2.8 : 7.2	2.9 : 7.1	2.9 : 7.1	2.9 : 7.1	3 : 7	3 : 7	3.1 : 6.9	
当期純利益(△損失)	138,251	6,850	△24,782	△106,292	190,974	148,269	110,718	69,038	31,668	△8,746	△42,637	

R9改定率 34.5%増

## 【資金残高予測（料金改定後）】

	決算												単位：千円
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
当期純利益(△損失)	138,251	6,850	△24,782	△106,292	190,974	148,269	110,718	69,038	31,668	△8,746	△42,637		
資本的収支不足額	△625,489	△578,348	△653,921	△644,989	△690,215	△628,331	△598,384	△583,219	△579,641	△589,358	△568,811		
補填財源	625,489	578,348	653,921	644,989	690,215	628,331	598,384	583,219	579,641	589,358	568,811		
損益勘定留保資金	462,068	468,801	473,060	470,671	462,845	467,646	464,010	466,966	469,248	472,833	462,421		
その他	62,562	85,513	106,389	88,208	106,389	106,389	106,389	106,389	106,389	106,389	106,389		
利益剰余金処分額	100,859	24,034	74,473	86,111	120,981	54,296	27,985	9,864	4,004	10,136	—		
補填財源不足額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
期末資金残高	1,341,478	1,324,294	1,225,040	1,032,638	1,102,631	1,196,604	1,279,338	1,338,512	1,366,177	1,347,294	1,304,658		

当期純利益の場合) 期末資金残高 = 前年度残高 + 当期純利益 - 利益剰余金処分額

当期純損失の場合) 期末資金残高 = 前年度残高 - 利益剰余金処分額 (当期純損失を含む) + 補填財源不足額

## 使用者への影響（モデルケース）※2カ月当たり

## ■使用口径：13mm

口径	13mm	使用水量	20m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,680	1,700	3,380	2,180	2,300	4,480		基本料金
						500円増	600円増
						29.8%増	35.3%増
						32.5%増	

口径	13mm	使用水量	40m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,680	4,700	6,380	2,180	6,380	8,560		基本料金
						500円増	1,680円増
						29.8%増	35.7%増
						34.2%増	

口径	13mm	使用水量	60m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,680	8,400	10,080	2,180	11,480	13,660		基本料金
						500円増	3,080円増
						29.8%増	36.7%増
						35.5%増	

口径	13mm	使用水量	100m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,680	15,800	17,480	2,180	21,680	23,860		基本料金
						500円増	5,880円増
						29.8%増	37.2%増
						36.5%増	

## ■使用口径：20mm

口径	20mm	使用水量	20m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,800	1,700	3,500	2,330	2,300	4,630		基本料金
						530円増	600円増
						29.4%増	35.3%増
						32.3%増	

口径	20mm	使用水量	40m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,800	4,700	6,500	2,330	6,380	8,710		基本料金
						530円増	1,680円増
						29.4%増	35.7%増
						34.0%増	

口径	20mm	使用水量	60m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,800	8,400	10,200	2,330	11,480	13,810		基本料金
						530円増	3,080円増
						29.4%増	36.7%増
						35.4%増	

口径	20mm	使用水量	100m³	使用期間	2ヶ月 <th></th> <th>単位：円（税抜き）</th>		単位：円（税抜き）
現行料金			新料金				
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計		負担増
1,800	15,800	17,600	2,330	21,680	24,010		基本料金
						530円増	5,880円増
						29.4%増	37.2%増
						36.4%増	

## ■ 使用口径 : 25mm

口径	25mm	使用水量	40m³	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	790円増	1,680円増	2,470円増
2,600	4,700	7,300	3,390	6,380	9,770	30.4%増	35.7%増	33.8%増
口径	25mm	使用水量	100m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	790円増	5,880円増	6,670円増
2,600	15,800	18,400	3,390	21,680	25,070	30.4%増	37.2%増	36.3%増

## ■ 使用口径 : 30mm

口径	30mm	使用水量	40m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	970円増	1,680円増	2,650円増
2,600	4,700	7,300	3,570	6,380	9,950	37.3%増	35.7%増	36.3%増
口径	30mm	使用水量	100m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	970円増	5,880円増	6,850円増
2,600	15,800	18,400	3,570	21,680	25,250	37.3%増	37.2%増	37.2%増

## ■ 使用口径 : 40mm

口径	40mm	使用水量	100m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	2,010円増	5,880円増	7,890円増
6,200	15,800	22,000	8,210	21,680	29,890	32.4%増	37.2%増	35.9%増
口径	40mm	使用水量	1000m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	2,010円増	81,480円増	83,490円増
6,200	213,800	220,000	8,210	295,280	303,490	32.4%増	38.1%増	38.0%増

## ■ 使用口径 : 50mm

口径	50mm	使用水量	100m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	4,030円増	5,880円増	9,910円増
12,400	15,800	28,200	16,430	21,680	38,110	32.5%増	37.2%増	35.1%増
口径	50mm	使用水量	1000m³	使用期間	2ヵ月	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	4,030円増	81,480円増	85,510円増
12,400	213,800	226,200	16,430	295,280	311,710	32.5%増	38.1%増	37.8%増

## ■ 使用口径 : 75mm

口径	75mm	使用水量	1000m <sup>3</sup>	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
18,400	213,800	232,200	24,380	295,280	319,660			
→						→		
負担増			負担増					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
5,980円増	81,480円増	87,460円増	32.5%増	38.1%増	37.7%増			

口径	75mm	使用水量	2000m <sup>3</sup>	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
18,400	418,800	437,200	24,380	573,280	597,660			
→						→		
負担増			負担増					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
5,980円増	154,480円増	160,460円増	32.5%増	36.9%増	36.7%増			

## ■ 使用口径 : 100mm

口径	100mm	使用水量	1000m <sup>3</sup>	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
62,400	213,800	276,200	82,710	295,280	377,990			
→						→		
負担増			負担増					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
20,310円増	81,480円増	101,790円増	32.5%増	38.1%増	36.9%増			

口径	100mm	使用水量	2000m <sup>3</sup>	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
62,400	418,800	481,200	82,710	573,280	655,990			
→						→		
負担増			負担増					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
20,310円増	154,480円増	174,790円増	32.5%増	36.9%増	36.3%増			

## ■ 使用口径 : 150mm

口径	150mm	使用水量	1000m <sup>3</sup>	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
71,400	213,800	285,200	94,640	295,280	389,920			
→						→		
負担増			負担増					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
23,240円増	81,480円増	104,720円増	32.5%増	38.1%増	36.7%増			

口径	150mm	使用水量	2000m <sup>3</sup>	使用期間	2ヵ月 <th data-cs="3" data-kind="parent">単位：円（税抜き）</th> <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th>	単位：円（税抜き）		
現行料金			新料金					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
71,400	418,800	490,200	94,640	573,280	667,920			
→						→		
負担増			負担増					
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計			
23,240円増	154,480円増	177,720円増	32.5%増	36.9%増	36.3%増			

# 浜田市人口状況(8月末現在)

令和7年12月10日  
文教厚生委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
8月末	22,662	24,359	47,021	311	432	743	22,973	24,791	47,764	48,910
7月末	22,694	24,410	47,104	318	433	751	23,012	24,843	47,855	-
増減	△32	△51	△83	△7	△1	△8	△39	△52	△91	△1,146

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	8月末	7月末	増減
日本人	24,155	24,172	△17
複数国籍	120	122	△2
外国人	564	570	△6
合計	24,839	24,864	△25
前年比	25,131	-	△292

	人口			世帯数		
	8月末	7月末	増減	8月末	7月末	増減
浜田	35,657	35,720	△63	18,539	18,561	△22
金城	3,697	3,701	△4	1,808	1,808	0
旭	2,308	2,310	△2	1,227	1,223	4
弥栄	1,031	1,034	△3	610	610	0
三隅	5,071	5,090	△19	2,655	2,662	△7

## 4.異動事由別増減(8月1日~31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	71		1	18	90		108	2		70	180

## 5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 △26 転出等 13 出生 7 死亡 7 )

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月まで累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72								766	2	766
	転出等	339	116	107	97	110								769	59	769
	①社会増減	86	△23	△29	1	△38	0	0	0	0	0	0	0	△3	△57	△3
	出生	20	19	16	11	18								84	△36	84
	死亡	77	88	66	63	70								364	4	364
	②自然増減	△57	△69	△50	△52	△52	0	0	0	0	0	0	0	△280	△40	△280
	①+②	29	△92	△79	△51	△90	0	0	0	0	0	0	0	△283	△97	△283
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	764	△66	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	710	△73	1,891
	①社会増減	96	△19	△37	1	13	△13	△20	△8	△32	△12	△46	△258	54	7	△335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	120	1	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	360	20	955
	②自然増減	△54	△52	△26	△42	△66	△49	△70	△57	△85	△79	△69	△65	△240	△19	△714
	①+②	42	△71	△63	△41	△53	△62	△90	△65	△117	△91	△115	△323	△186	△12	△1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	830	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	783	--	2,033
	①社会増減	89	△12	△13	△5	△12	△8	12	1	△39	△41	△37	△322	47	--	△387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	119	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	340	--	890
	②自然増減	△42	△48	△47	△27	△57	△41	△60	△66	△78	△61	△63	△57	△221	--	△647
	①+②	47	△60	△60	△32	△69	△49	△48	△65	△117	△102	△100	△379	△174	--	△1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(9月末現在)

令和7年12月10日  
文教厚生委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
9月末	22,637	24,324	46,961	311	435	746	22,948	24,759	47,707	48,848
8月末	22,662	24,359	47,021	311	432	743	22,973	24,791	47,764	-
増減	△25	△35	△60	0	3	3	△25	△32	△57	△1,141

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	9月末	8月末	増減
日本人	24,126	24,155	△29
複数国籍	120	120	0
外国人	567	564	3
合計	24,813	24,839	△26
前年比	25,114	-	△301

	人口			世帯数		
	9月末	8月末	増減	9月末	8月末	増減
浜田	35,623	35,657	△34	18,522	18,539	△17
金城	3,689	3,697	△8	1,805	1,808	△3
旭	2,303	2,308	△5	1,222	1,227	-
弥栄	1,027	1,031	△4	608	610	△2
三隅	5,065	5,071	△6	2,656	2,655	1

## 4.異動事由別増減(9月1日~30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	76		2	21	99		86	1		69	156

## 5.異動事由別月別件数

(前月との差) 転入等 6 転出等 △23 出生 3 死亡 △1 )

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月まで累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78							844	△5	844
	転出等	339	116	107	97	110	87							856	48	856
	①社会増減	86	△23	△29	1	△38	△9	0	0	0	0	0	0	△12	△53	△12
	出生	20	19	16	11	18	21							105	△40	105
	死亡	77	88	66	63	70	69							433	△1	433
	②自然増減	△57	△69	△50	△52	△52	△48	0	0	0	0	0	0	△328	△39	△328
	①+②	29	△92	△79	△51	△90	△57	0	0	0	0	0	0	△340	△92	△340
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	849	△67	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	808	△69	1,891
	①社会増減	96	△19	△37	1	13	△13	△20	△8	△32	△12	△46	△258	41	2	△335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	145	12	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	434	39	955
	②自然増減	△54	△52	△26	△42	△66	△49	△70	△57	△85	△79	△69	△65	△289	△27	△714
	①+②	42	△71	△63	△41	△53	△62	△90	△65	△117	△91	△115	△323	△248	△25	△1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	916	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	877	--	2,033
	①社会増減	89	△12	△13	△5	△12	△8	12	1	△39	△41	△37	△322	39	--	△387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	133	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	395	--	890
	②自然増減	△42	△48	△47	△27	△57	△41	△60	△66	△78	△61	△63	△57	△262	--	△647
	①+②	47	△60	△60	△32	△69	△49	△48	△65	△117	△102	△100	△379	△223	--	△1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(10月末現在)

令和7年12月10日  
文教厚生委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
10月末	22,607	24,303	46,910	308	436	744	22,915	24,739	47,654	48,758
9月末	22,637	24,324	46,961	311	435	746	22,948	24,759	47,707	-
増減	△ 30	△ 21	△ 51	△ 3	1	△ 2	△ 33	△ 20	△ 53	△ 1,104

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	10月末	9月末	増減
日本人	24,117	24,126	△ 9
複数国籍	119	120	△ 1
外国人	566	567	△ 1
合計	24,802	24,813	△ 11
前年比	25,080	-	△ 278

	人口			世帯数		
	10月末	9月末	増減	10月末	9月末	増減
浜田	35,575	35,623	△ 48	18,505	18,522	△ 17
金城	3,678	3,689	△ 11	1,804	1,805	△ 1
旭	2,313	2,303	10	1,230	1,222	8
弥栄	1,027	1,027	0	608	608	0
三隅	5,061	5,065	△ 4	2,655	2,656	△ 1

## 4.異動事由別増減(10月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	64	5		15	84		61	2	1	73	137

(前月との差 転入等 △9 転出等 △23 出生 △6 死亡 4 )

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月まで累計	前年差	合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月まで累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69						913	△ 1	913
	転出等	339	116	107	97	110	87	64						920	27	920
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	0	0	0	0	0	△ 7	△ 28	△ 7
	出生	20	19	16	11	18	21	15						120	△ 36	120
	死亡	77	88	66	63	70	69	73						506	△ 9	506
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	0	0	0	0	0	△ 386	△ 27	△ 386
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	0	0	0	0	0	△ 393	△ 55	△ 393
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	914	△ 95	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	893	△ 65	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	21	△ 30	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	156	4	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	515	41	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 359	△ 37	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 338	△ 67	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,009	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	958	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	51	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	152	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	474	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 322	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 271	--	△ 1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

## 認知症高齢者の状況推移について

令和2年度

#### 【要支援・要介護認定者の認知症高齢者自立度】

(3月末時点)

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	II~M	総計
65~74歳	147	69	41	67	47	10	30	17	212	428
75~84歳	334	294	161	257	153	38	98	32	739	1,367
85歳~	334	546	402	641	462	169	237	52	1,963	2,843
総計	815	909	604	965	662	217	365	101	2,914	4,638
	17.5%	19.6%	13.0%	20.8%	14.3%	4.7%	7.9%	2.2%	62.9%	

令和3年度

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	II~M	総計
65~74歳	132	68	35	70	45	18	29	15	212	412
75~84歳	322	271	148	248	148	40	87	25	696	1,289
85歳~	315	607	394	590	494	143	261	51	1,933	2,855
総計	769	946	577	908	687	201	377	91	2,841	4,556
	16.9%	20.7%	12.7%	19.9%	15.1%	4.4%	8.3%	2.0%	62.4%	

令和4年度

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	II~M	総計
65~74歳	116	60	36	40	42	9	32	12	171	347
75~84歳	316	258	131	252	147	44	85	28	687	1,261
85歳~	310	557	403	626	469	135	267	31	1,931	2,798
総計	742	875	570	918	658	188	384	71	2,789	4,406
	16.9%	19.9%	12.9%	20.8%	14.9%	4.3%	8.7%	1.6%	63.3%	

令和5年度

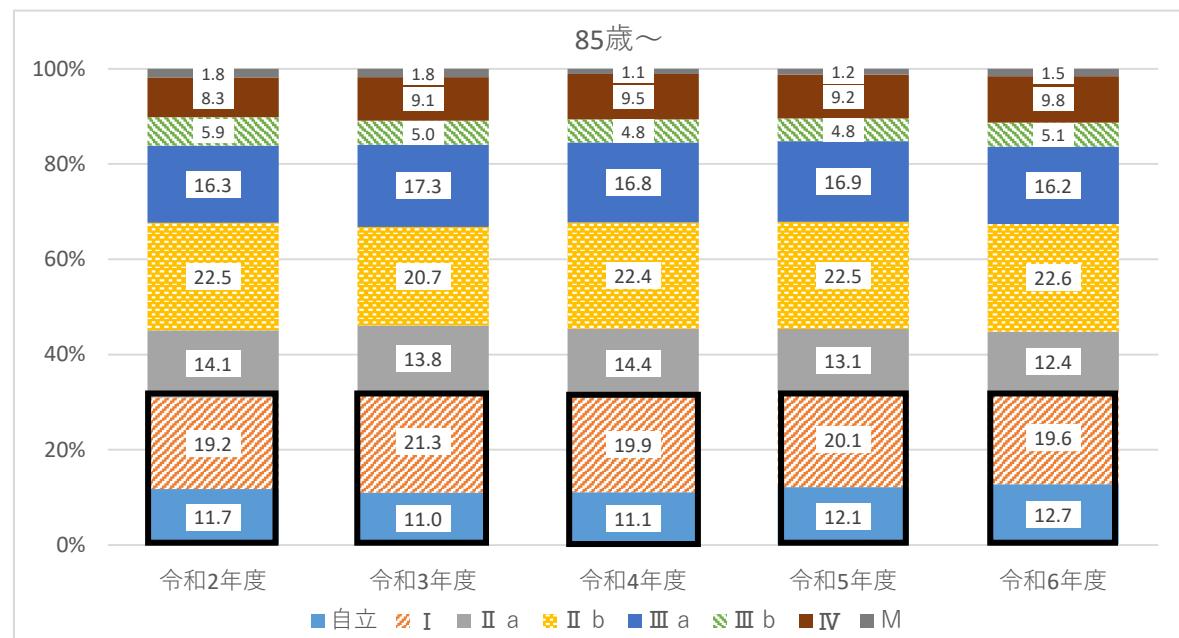
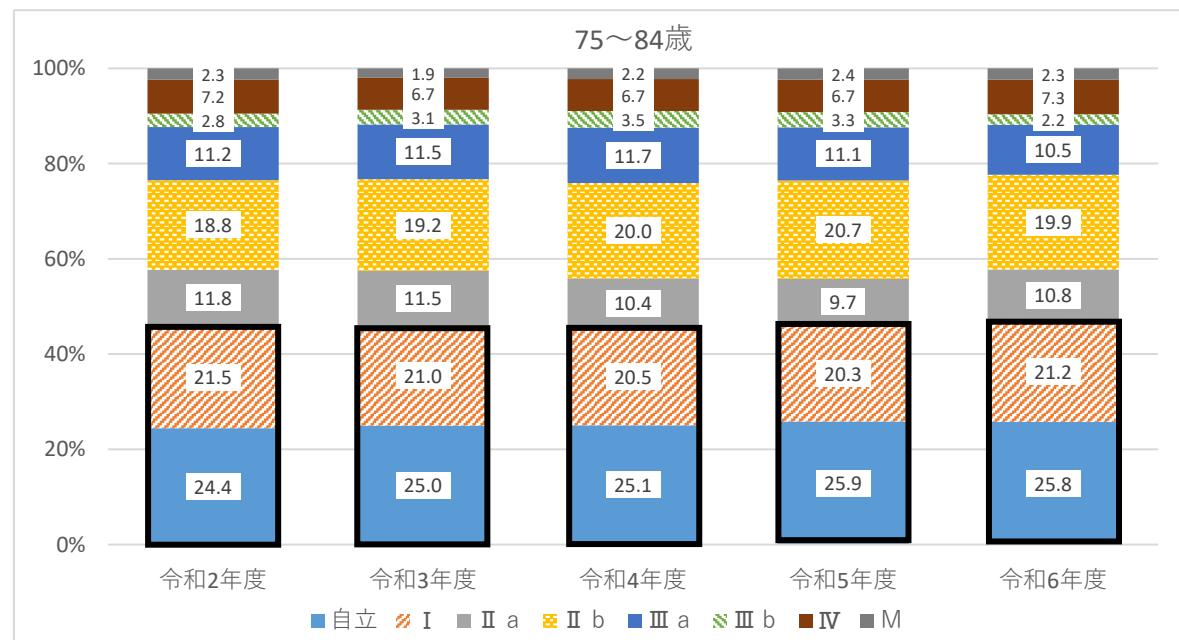
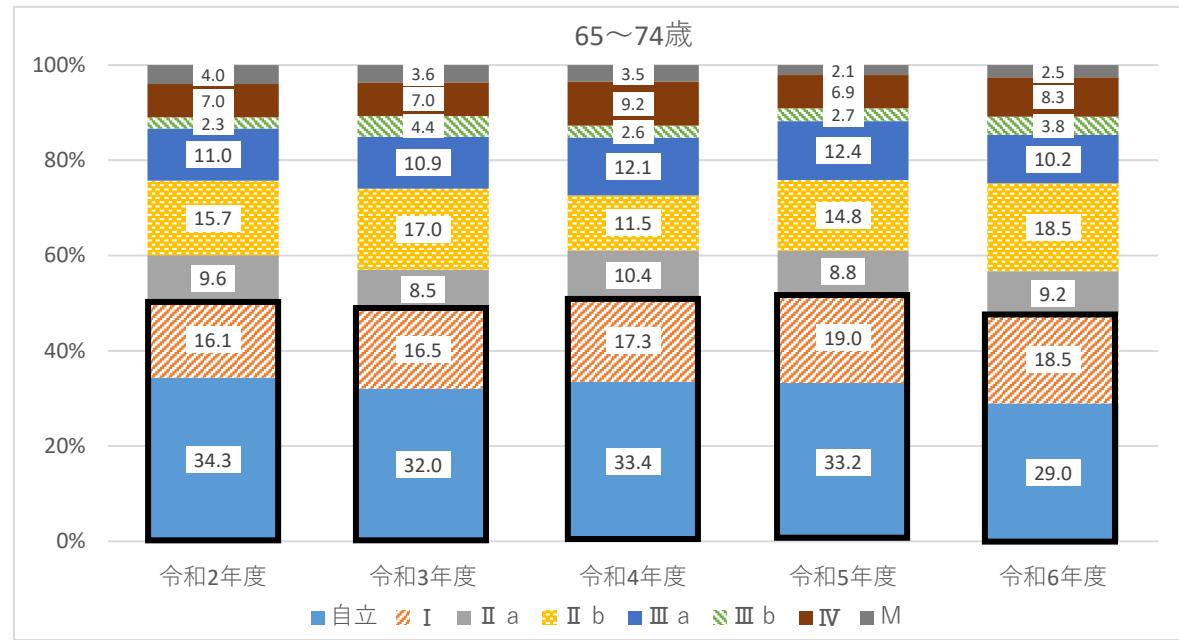
	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	II～M	総計
65～74歳	110	63	29	49	41	9	23	7	158	331
75～84歳	334	262	125	267	144	42	87	31	696	1,292
85歳～	340	564	368	631	473	134	259	34	1,899	2,803
総計	784	889	522	947	658	185	369	72	2,753	4,426
	17.7%	20.1%	11.8%	21.4%	14.9%	4.2%	8.3%	1.6%	62.2%	

令和6年度

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	II~M	総計
65~74歳	91	58	29	58	32	12	26	8	165	314
75~84歳	329	271	138	254	134	28	93	30	677	1,277
85歳~	349	538	340	619	444	139	267	42	1,851	2,738
総計	769	867	507	931	610	179	386	80	2,693	4,329
	17.8%	20.0%	11.7%	21.5%	14.1%	4.2%	8.9%	1.8%	62.2%	

	判断基準	みられる症状・行動の例
自立	認知症の症状はみられない。	
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内で上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたら物を口に入れる、物を拾い集める、ひとり歩き、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神疾患に起因する問題行動が継続する状態等

## 認知症自立度



## 保育所(園)の公費負担について

### 1 年齢区分ごとの一人当たりの入所に係る平均経費(公費分)

#### ○算出方法

各年度10月における年齢区分ごとの施設型給付費(委託費)の総額をそれぞれの入所人数で除して算出(平均値)。

※保護者負担分(保育料)は除く。

(単位:円)

【月額】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	199,505	204,249	206,392	213,474	240,572
1・2歳児	122,292	123,098	128,671	136,118	153,142
3歳児	81,728	82,320	88,564	93,916	100,339
4・5歳児	67,556	69,977	73,954	82,559	85,795

(単位:円)

【年額】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	2,394,060	2,450,988	2,476,704	2,561,688	2,886,864
1・2歳児	1,467,504	1,477,176	1,544,052	1,633,416	1,837,704
3歳児	980,736	987,840	1,062,768	1,126,992	1,204,068
4・5歳児	810,672	839,724	887,448	990,708	1,029,540

### 2 国、県、市の負担割合

国:概ね1/2、県:概ね1/4、市:概ね1/4

### 3 市全体の総事業費、財源内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※3
私立保育所保育事業 (認定こども園保育園部を含む)	2,172,207	2,125,634	2,135,923	2,234,718	2,238,170
私立幼稚園保育事業 (認定こども園幼稚園部を含む)	213,248	183,859	211,836	207,931	221,149
合計	2,385,455	2,309,493	2,347,759	2,442,649	2,459,319
国費	1,139,941	1,116,277	1,135,630	1,212,673	1,215,085
県費	515,873	495,659	507,547	516,689	525,770
市費※4	668,964	639,648	648,370	657,871	664,881
保育料※5	60,677	57,909	56,212	55,416	53,583

※3 令和7年度は予算額を記載。

※4 保育料の市単独軽減及び第3子以降保育料無償化のための負担を含む。

※5 0～2歳の保育所(園)利用者分。

### (3) 市税、法人市民税の推移について

#### 1) 法人市民税 納税義務者数及び調定額の推移について

法人市民税 = 均等割 + 法人税割

「均等割」 … 法人規模(資本金等の金額及び従業者数)により9段階に分類

「法人税割」 … 法人税額に税率を乗じて算出

##### 1 法人市民税納税義務者数の推移

【単位】 納税義務者数：法人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R6 - R2 (4年前比)
<b>均等割</b>						
<b>資本金等の額 従業員数 号数</b>						
50億円超	50人超	9号	8法人	9法人	9法人	9法人
10億円超 50億円以下		8号	0法人	1法人	1法人	0法人
10億円超	50人以下	7号	122法人	116法人	117法人	108法人
1億円超 10億円以下	50人超	6号	10法人	10法人	10法人	100法人
	50人以下	5号	84法人	83法人	81法人	79法人
1千万円超 1億円以下	50人超	4号	26法人	26法人	26法人	27法人
	50人以下	3号	314法人	302法人	298法人	295法人
1千万円以下	50人超	2号	9法人	11法人	11法人	10法人
上記に掲げる法人以外の法人等		1号	948法人	952法人	949法人	962法人
<b>法人税割</b>		684法人	721法人	708法人	702法人	677法人
<b>▲38法人</b>						

均等割 紳税義務者数について

資本1億円超 (5号～9号)法人数：令和2年度 224法人 ⇒ 令和6年度 196法人 (▲28法人 88%)

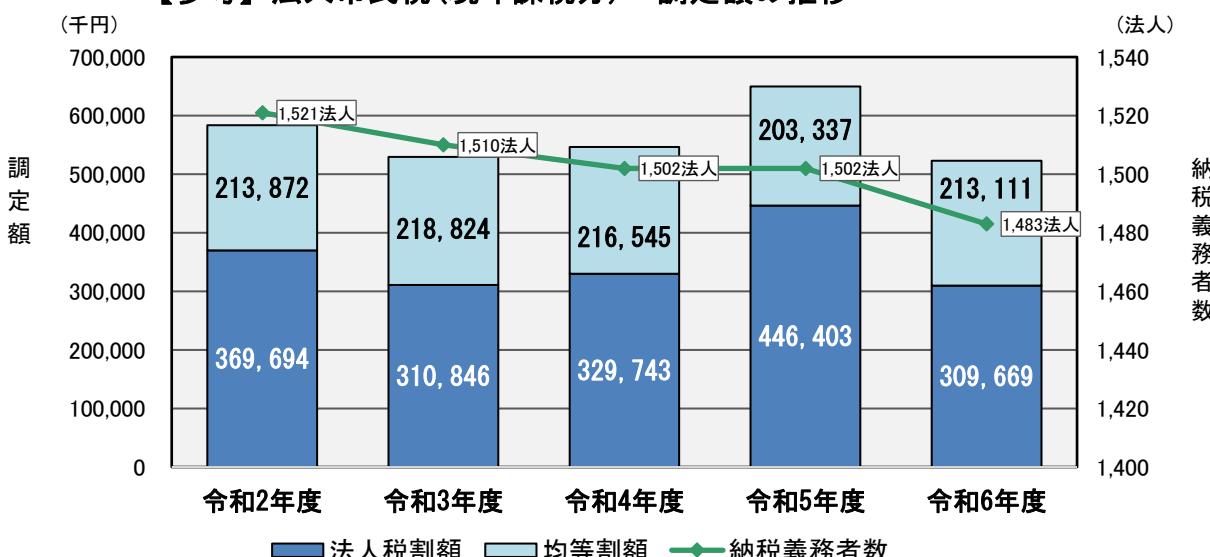
資本1億円以下(1号～4号)法人数：令和2年度 1,297法人 ⇒ 令和6年度 1,287法人 (▲10法人 99%)

##### 2 法人市民税(現年課税分) 調定額の推移

【単位】 税額：千円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R6 - R2 (4年前比)
<b>均等割額</b>						
	213,872	218,824	216,545	203,337	213,111	▲761
<b>法人税割額</b>						
	369,694	310,846	329,743	446,403	309,669	▲60,025
<b>合計</b>						
	583,566	529,670	546,288	649,740	522,780	▲60,786

#### 【参考】法人市民税(現年課税分) 調定額の推移



## 2) 公的年金収入額及び収入階層別受給者数の推移について

### 1 公的年金収入額の推移

	令和3年度 (2年分)	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	R7 - R3 (4年前比)	R7 - R6 (前年比)
年 金 収 入	26,084,097	25,990,375	25,712,060	25,733,392	26,121,617	0.4億円	3.9億円
収入者数	20,795人	20,542人	20,045人	19,744人	19,365人	▲1,430人	▲379人
1人当たり収入	1,254千円	1,265千円	1,283千円	1,303千円	1,349千円	95千円	46千円

### 2 公的年金収入 収入階層別受給者数の推移

収入階層別	令和3年度 (2年分)	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	R7 - R3 (4年前比)	R7 - R6 (前年比)
100万円以下	8,817人	8,521人	8,063人	7,633人	6,925人	▲1,892人	▲708人
100万円超～ 150万円以下	5,378人	5,378人	5,345人	5,339人	5,422人	44人	83人
150万円超～ 200万円以下	3,286人	3,357人	3,406人	3,440人	3,449人	163人	9人
200万円超～ 300万円以下	2,959人	2,944人	2,922人	3,027人	3,225人	266人	198人
300万円超	355人	342人	309人	305人	344人	▲11人	39人
合計	20,795人	20,542人	20,045人	19,744人	19,365人	▲1,430人	▲379人

## 3) 市税※1収納率の推移について

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現 年 度 分	調 定 額	7,482,624千円	7,230,906千円	7,374,202千円	9,803,777千円	9,794,981千円
	収入済額	7,340,157千円	7,200,017千円	7,346,189千円	9,767,523千円	9,758,885千円
	収 納 率	98.09%	99.57%	99.62%	99.63%	99.63%
	不納欠損額	1,221千円	3,421千円	911千円	1,218千円	612千円
滞 納 繰 越 分	調 定 額	196,736千円	264,001千円	143,600千円	120,182千円	129,919千円
	収入済額	47,833千円	127,930千円	30,834千円	20,505千円	20,523千円
	収 納 率	24.31%	48.46%	21.47%	17.06%	15.80%
	不納欠損額	22,557千円	19,677千円	19,656千円	4,718千円	8,325千円
合 計	調 定 額	7,679,360千円	7,494,907千円	7,517,802千円	9,923,959千円	9,924,900千円
	収入済額	7,387,990千円	7,327,947千円	7,377,023千円	9,788,029千円	9,779,408千円
	収 納 率	96.20%	97.77%	98.13%	98.63%	98.53%
	不納欠損額	23,778千円	23,098千円	20,568千円	5,936千円	8,938千円

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

## 給食センターの現況について

	浜田学校給食センター	金城学校給食センター	旭学校給食センター	弥栄学校給食センター	三隅小学校調理場	岡見小学校調理場	三隅中学校調理場
建築年月	平成19年3月	平成16年3月	平成14年1月	平成15年12月	平成09年3月	昭和61年3月	平成12年3月
経過年数	18年	21年	23年	22年	28年	39年	25年
施設能力	5,000食／日	500食／日	450食／日	250食／日	500食／日	80食／日	500食／日
就労人数							
令和2年度	32人	6人	4人	3人	6人	3人	6人
令和3年度	32人	6人	4人	3人	6人	3人	5人
令和4年度	32人	6人	4人	3人	6人	3人	5人
令和5年度	31人	6人	4人	3人	6人	3人	5人
令和6年度	31人	6人	4人	3人	6人	3人	5人
提供食数(調理実数)							
令和2年度	3,078食／日	324食／日	190食／日	83食／日	203食／日	59食／日	150食／日
令和3年度	2,953食／日	329食／日	193食／日	75食／日	204食／日	58食／日	143食／日
令和4年度	2,938食／日	323食／日	195食／日	79食／日	210食／日	65食／日	133食／日
令和5年度	2,891食／日	321食／日	198食／日	76食／日	197食／日	61食／日	133食／日
令和6年度	2,829食／日	306食／日	191食／日	80食／日	202食／日	54食／日	131食／日
運営コスト							
令和2年度	149,665千円	27,720千円	18,705千円	9,400千円	17,628千円	5,793千円	17,000千円
令和3年度	153,065千円	53,444千円	20,499千円	9,247千円	18,215千円	7,005千円	15,369千円
令和4年度	195,704千円	33,203千円	21,008千円	9,802千円	16,825千円	8,938千円	15,672千円
令和5年度	168,914千円	32,430千円	20,344千円	9,805千円	17,017千円	9,777千円	16,064千円
令和6年度	166,016千円	33,966千円	20,043千円	10,477千円	21,761千円	12,482千円	19,505千円

※自校調理場電気代・水道代は学校と合算請求となり区別できないため、ガス代のみ計上

## スクールバスの運行状況について

### 1 各地域のスクールバスの運行状況について

#### (1) 浜田地域

車両No.	主な対象エリア	学校	乗車定員 (人)	利用者数 (人)	運行便数・運行時刻				生活路線バス としての利用 (利用時間帯)	運行体制
					登校	学校着 時刻	下校	学校発 時刻		
浜田①	三階町・長見町・河内町	三階小学校	28	8	1便	8:00	2便	15:20 16:20	なし	運行委託 (有)ぜん)
浜田②	佐野町	三階小学校	28	11	1便	8:00	2便	15:20 16:20	なし	
浜田③	後野町	石見小学校	28	4	1便	7:50	1便	16:00	なし	
浜田④	下有福町・宇野町・上府町(⑤以外)	国府小学校 浜田東中学校	44	36	1便	8:00	4便	14:45 15:35 16:25 18:20	なし	
浜田⑤	上府町(伊甘・山根郷)	国府小学校	44	35	1便	7:55	2便	14:45 15:35	なし	
浜田⑥	笠柄町・原井町	原井小学校	44	24	1便	7:50	2便	14:50 16:00	なし	
浜田⑦	美川地区(旧四中校区)	第三中学校	44	32	1便	8:07	2便	16:20 18:35	なし	

※乗車定員は、運転手を除く乗車定員。

※利用者数は、令和7年5月1日現在のもの。

※運行便数及び運行時刻は、学校行事によって変更となる場合あり。下校時刻は、夏季(部活動時間が長い時期)のもの。

※上下校以外の時間帯は、校外学習等の臨時便利用あり。

※車両の点検や臨時便の状況によって運行車両を随時入れ替えて対応している地域がある(生活路線含む)。

## (2) 金城地域

車両No.	主な対象エリア	対象学校	乗車定員 (人)	利用者数 (人)	運行便数・運行時刻				生活路線バス としての利用 (利用時間帯)	運行体制
					登校	学校着 時刻	下校	学校発 時刻		
金城①	美又	今福小学校 金城中学校	28	13	1便	7:55	2便	16:20 18:15	なし	運行委託 (株)Fromハート
金城②	波佐	金城中学校	28	4	—	—	1便	18:15	なし	
金城③	久佐	今福小学校 金城中学校	28	28	1便	7:55	2便	16:20 18:15	なし	
金城④	予備車・臨時便として使 用	金城地域内の小 中学校	9	—	—	—	—	—	6~15時台	

## (3) 旭地域

車両No.	主な対象エリア	対象学校	乗車定員 (人)	利用者数 (人)	運行便数・運行時刻				生活路線バス としての利用 (利用時間帯)	運行体制
					登校	学校着 時刻	下校	学校発 時刻		
旭①	木田	旭小学校 旭中学校	23	3	1便	7:51	4便	14:45 15:40 16:30 18:30	6~7時台 9時台(火)	運行委託 (旭タクシー有)
旭②	市木・和田	旭小学校 旭中学校	28	23	1便	7:53	4便	14:45 15:40 16:30 18:30	なし	
旭③	都川・坂本	旭小学校 旭中学校	28	8	1便	7:52	4便	14:45 15:40 16:30 18:30	6~7時台 8~9時台(金) 13~14時(金) 18~19時台	

(4) 弥栄地域

車両No.	主な対象エリア	対象学校	乗車定員 (人)	利用者数 (人)	運行便数・運行時刻				生活路線バス としての利用 (利用時間帯)	運行体制
					登校	学校着 時刻	下校	学校発 時刻		
弥栄①	安城方面 (門田・小坂・栃木)	弥栄小学校 弥栄中学校	28	14	1便	8:00	2便	15:30 18:15	なし	運行委託 (有)弥栄総合企画)
弥栄②	木都賀方面	弥栄小学校 弥栄中学校	28	23	1便	7:50	3便	14:40 15:30 18:15	なし	
弥栄③	安城方面 (稻代)	弥栄小学校 弥栄中学校	14	2	1便	8:00	2便	14:40 15:30	なし	
弥栄④	予備車・臨時便として使 用	弥栄小学校 弥栄中学校	41	—	—	—	—	—	なし	

(5) 三隅地域

車両No.	主な対象エリア	対象学校	乗車定員 (人)	利用者数 (人)	運行便数・運行時刻				生活路線バス としての利用 (利用時間帯)	運行体制
					登校	学校着 時刻	下校	学校発 時刻		
三隅①	三隅町下古和・河内	三隅小学校 三隅中学校	28	11	1便	7:50	3便	15:30 16:30 18:30	8:30-12:00(月) 14:10-14:47(金)	運行委託 (大新東株)
三隅②	三隅町折居・西河内	三隅小学校 三隅中学校	28	26	1便	7:50	3便	15:30 16:30 18:30	8:18-9:20(火) 8:30-12:00(水)	
三隅③	三隅町室谷・東平原	三隅小学校 三隅中学校	28	17	1便	7:50	3便	15:30 16:30 18:30	8:34-12:56(木)	
三隅④	三隅町井野・芦谷・三隅	三隅小学校 三隅中学校	13	9	1便	7:50	3便	15:30 16:30 18:30	8:35-11:57(月) 8:25-12:56(金)	
三隅⑤	三隅町岡見(西の谷・ 郷・東西高縄)	三隅中学校	28	14	1便	7:50	3便	16:30 18:30	8:18-15:20(金)	
三隅⑥	三隅町岡見(中山・須 津・松原)	三隅中学校	28	13	1便	7:50	3便	16:30 18:30	12:02-15:20(火)	
三隅⑦	予備車・臨時便として使 用	三隅小学校 三隅中学校	28	—	—	—	—	—	あり	
三隅⑧	予備車・臨時便として使 用	三隅小学校 三隅中学校	28	—	—	—	—	—	あり	

## 2 高校生がスクールバスを利用する場合の課題

### (1) 登校について

- ・浜田を除く地域では、小中学校へのスクールバスの運行途中又は運行後に、最寄りの交通拠点（支所周辺のバス停や三保三隅駅）において乗り換え可能な公共交通機関（便）がない。
- ・金城・旭地域において、小中学校へのスクールバスの運行後に、浜田駅まで運行する場合、JR 益田行き（8:10 発）及び石見交通「周布線（浜田駅～合庁前～熱田～周布）」（8:05 発）に間に合わない。
- ・小中学校から直接各高校まで運行する場合、地域によっては、高校の朝礼時刻に間に合わない可能性がある。
- ・小中学校の校外学習や部活動（平日の大会等）のスクールバス利用と重なり、校外学習等に支障が生じる可能性がある。

### (2) 下校について（終礼後すぐに下校）

- ・小中学校の下校時刻と高校の終礼時刻とが重なっているため、同じ便で小中学生と高校生を輸送することは困難。（下校は、立て続けに 2～3 便運行するため、高校まで迎えに行く時間が取れない。）

### (3) 下校について（部活動終了後）

- ・中学校と高校の部活動終了時刻が重なっているため、同じ便で中学生と高校生を輸送することは困難。（仮に高校→中学校の順に運行する場合、中学生がバスを待たなければならない。）

### (4) その他

- ・運行に必要な財源の確保。

#### 【参考】市内高校の朝礼・終礼時刻

朝礼 8:35頃

終礼（6限目）15:30頃、（7限目）16:30頃

部活動終了時刻 18:00～19:00頃（部活動・時期によって異なる）

### 3 周辺地域から公共交通拠点までの高校生の移動実態、支援ニーズ

#### (1) 移動実態

##### ア 共通

- ・保護者送迎による通学が多い。(推測。実数は把握していない。)

##### イ 金城地域

- ・市生活路線バス「旭浜田路線（今市～今福～浜田駅）」において、今福地区のバス停から毎日5人程度の利用あり。
- ・市生活路線バス「金城路線（美又～久佐～今福～金城支所）」は、今福地区で「旭浜田路線（今市～今福～浜田駅）」、金城支所で石見交通「波佐線」に乗り換えて登校利用できるが、高校生の利用なし。
- ・石見交通「波佐線（波佐～小国～金城支所～浜田駅～周布）」における高校生の利用者数は不明。（【参考】通学定期補助の申請実績：3人）

##### ウ 旭地域

- ・市生活路線バス「旭浜田路線（今市～今福～浜田駅）」において、今市・丸原地区のバス停から毎日15人程度の利用あり。うち2人については、市生活路線バス「旭路線瑞穂線（市木～都川～今市）」の都川地区内のバス停から乗車して上記「旭浜田路線」に乗り継ぎ利用。

##### エ 弥栄地域

- ・石見交通「弥栄線（弥栄～美川～浜田駅）」における高校生の利用者数は不明。（【参考】通学定期補助の申請実績：5人）
- ・市生活路線バス「弥栄野原路線（弥栄～長見町～三階町～県立大学）」は、県立大学で石見交通「大学線」に乗り換えて通学利用できるが、高校生の利用なし。

##### オ 三隅地域

- ・市生活路線バス「三隅路線（井野・黒沢等～三保三隅駅 等）」は、三保三隅駅でJRに乗り換えて通学利用できるが、高校生の利用なし。（三保三隅駅・岡見駅までは保護者送迎、自転車通学等）

## (2) 支援ニーズ

- ・支援ニーズを調査した実績なし。
- ・過去 3 年間（令和 4～6 年度卒業）における各地域から市内高校への進学者数の合計は次のとおり。

地域	浜田高校	浜田商業	浜田水産	合計
金城	17 人	21 人	8 人	46 人
旭	20 人	0 人	0 人	20 人
弥栄	3 人	7 人	1 人	11 人
三隅	26 人	19 人	8 人	53 人
合計	66 人	47 人	17 人	130 人

## 不登校児について

### 1 不登校の状況について

(単位：人)

	不登校	前年度も不登校に計上されていた者	50日以上欠席している者	90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者		うち、出席日数が0日の者
					うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者	
令和6年度	173	71	112	63	10	3	
小学校	75	25	38	20	3	0	
中学校	98	46	74	43	7	3	
令和5年度	127	80		70	9	2	
小学校	46	26		21	3	0	
中学校	81	54		49	6	2	
令和4年度	127	64		76	13	6	
小学校	50	20		26	3	1	
中学校	77	44		50	10	5	
令和3年度	110	49		59	16	2	
小学校	39	17		15	1	0	
中学校	71	32		44	15	2	
令和2年度	79	43		40	8	4	
小学校	33	14		13	1	0	
中学校	46	29		27	7	4	

### 2 令和6年度 不登校児の学校以外の居場所について (複数回答、単位：人)

区分	山びこ学級	放デイ	フリースクール	習い事	オンライン授業	合計
小学校	5	13	1	1	8	28
中学校	6	8	0	1	3	18
計	11	21	1	2	11	46

※山びこ学級：入級者13人、見学・体験者33人

### 3 令和6年度 相談等の状況について (複数回答、単位：人)

相談先等	小学校	中学校	合計
① 教育支援センター（山びこ学級）	5	6	11
② 教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	18	11	29
③ 児童相談所、福祉事務所	3	4	7
④ 保健所、精神保健福祉センター	1	-	1
⑤ 病院、診療所	30	33	63
⑥ 民間団体、民間施設	-	-	-
⑦ 放課後等デイサービス、ウインド等	19	9	28
⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	27	51	78
⑨ SCや相談員等による専門的な相談を受けた人数	40	35	75

## サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に係る確認について

1 浜田市スポーツ推進審議会での協議経過及び会議資料におけるスケート場の適正数について

No.	会議名称（開催日） 議事	スケート場 適正数
1	平成 27 年度第 1 回（平成 28 年 3 月 23 日） 諮問：スポーツ施設の適正な配置計画及び整備計画について	—
2	平成 28 年度第 1 回（平成 28 年 12 月 12 日） スポーツ施設の適正な配置及び整備について ・浜田市行財政改革等の経緯について ・スポーツ推進審議会の方向性について	—
3	平成 28 年度第 2 回（平成 29 年 1 月 16 日） スポーツ施設の適正な配置及び整備について ・各施設の評価について ・前回提示「スポーツ推進審議会の方向性について」の修正について ・類似団体の状況について ・スポーツ施設の適正な配置について	0
4	平成 28 年度第 3 回（平成 29 年 3 月 23 日） スポーツ施設の適正な配置及び整備について ・前回提示「スポーツ推進審議会の方向性について」の修正について ・スポーツ施設の適正な配置について	1
5	平成 29 年度第 1 回（平成 29 年 4 月 25 日） スポーツ施設の適正な配置及び整備について ・「スポーツ推進審議会の方向性について（答申）」の修正について	1

➢ 答申：（平成 29 年 5 月 24 日）～以下、抜粋～

スケート場としては、サン・ビレッジ浜田が石見地方唯一の施設であるが、施設の老朽化、冷媒として使用されているフロンガスの製造・使用に関する問題を抱えている。利用者の伸び悩みと施設への投資の費用対効果を考慮し、大規模な改修は実施せず、他の施設への用途変更を検討することが望ましいと考える。

2 スケート場適正数の根拠～平成 28 年度第 2 回資料から抜粋～

使用頻度や利便性、地域性、課題、また類似団体（産業構造、人口規模 50 千～70 千人程度、面積 600～800 km<sup>2</sup> 程度で抽出）の状況等を考慮

## 下水道の現況について

### 1 処理区ごとの維持管理費

(上段：維持管理費、下段()：うち修繕費)

処理区名		R2 [千円]	R3 [千円]	R4 [千円]	R5 [千円]	R6 [千円]
公共下水道	国府処理区	44,904 (11,979)	36,349 (3,214)	40,501 (4,414)	42,606 (5,028)	40,284 (4,263)
	旭処理区	25,081 (1,066)	26,991 (1,662)	25,934 (2,267)	24,949 (2,960)	24,229 (2,510)
	三保三隅処理区	27,213 (1,940)	37,760 (4,360)	37,666 (526)	36,786 (1,435)	40,528 (2,649)
農業集落排水	美川処理区	15,894 (3,035)	15,380 (2,177)	16,023 (1,212)	19,744 (4,391)	17,283 (0)
	雲城処理区	14,988 (2,226)	16,077 (3,302)	14,711 (1,612)	19,061 (7,293)	13,023 (1,063)
	市木処理区	7,111 (1,326)	7,603 (2,717)	6,664 (3,071)	3,978 (525)	4,990 (818)
	都川処理区	4,671 (759)	3,414 (399)	2,951 (506)	4,946 (2,767)	2,433 (257)
	和田処理区	7,798 (2,024)	4,936 (537)	4,126 (537)	5,094 (1,701)	4,205 (737)
	安城処理区	5,703 (1,215)	4,480 (880)	4,216 (1,078)	3,743 (698)	2,946 (107)
	杵東処理区	9,060 (2,219)	8,940 (2,745)	6,134 (163)	5,279 (36)	6,128 (134)
	地方処理区	10,953 (2,748)	三保三隅処理区へ統合			
	河内処理区	11,785 (1,849)	12,561 (2,482)	18,467 (5,267)	13,273 (1,719)	12,411 (1,033)
漁業集落排水	岡見処理区	6,072 (720)	6,283 (562)	6,698 (925)	6,609 (1,201)	6,587 (869)
	古湊処理区	3,479 (3,389)	3,231 (3,026)	三保三隅処理区へ統合		
	福浦処理区	3,419 (77)	4,064 (384)			
	須津処理区	6,453 (1,552)	5,931 (781)	8,506 (3,478)	8,938 (3,287)	7,285 (1,344)
	青浦処理区	1,044 (188)	911 (0)	2,305 (1,188)	1,057 (0)	1,144 (208)
合 計		205,628 (38,312)	194,911 (29,228)	194,902 (26,244)	196,063 (33,041)	183,476 (15,992)

## 2 人口減少時の下水道採算性の試算表（20年～30年の長期スパン）

(単位：千円)

	R6	R10	R15	R20	R25	R30
使用料収入	175,377	154,324	134,006	122,108	111,884	103,097
汚水処理費	304,883	424,170	399,419	399,419	399,419	399,419

### 【参考】

	R6	R10	R15	R20	R25	R30
浜田処理区接続率 (接続人口)	—	22.4% (466人)	57.3% (1,041人)	63.5% (1,252人)	65.6% (1,320人)	66.4% (1,342人)

## 3 処理区ごとの中継ポンプの維持管理費

(上段：維持管理費、下段()：うち修繕費)

処理区名	R2 [千円]	R3 [千円]	R4 [千円]	R5 [千円]	R6 [千円]	ポンプ 箇所数	
公共下水道	国府処理区	11,870 (7,156)	5,892 (1,409)	7,471 (2,026)	7,955 (2,622)	7,854 (2,716) 19箇所	
	旭処理区	5,672 (180)	7,625 (1,068)	7,215 (1,179)	7,476 (1,695)	8,373 (2,450) 19箇所	
	三保三隅処理区	6,620 (293)	11,332 (1,312)	10,212 (0)	12,020 (1,237)	11,139 (532) 50箇所	
農業集落排水	美川処理区	5,293 (794)	5,546 (1,023)	6,034 (950)	6,795 (1,078)	6,993 (0) 29箇所	
	雲城処理区	3,522 (743)	3,333 (552)	3,428 (858)	2,602 (142)	3,488 (773) 18箇所	
	市木処理区	4,109 (1,014)	2,773 (297)	2,998 (1,340)	2,189 (525)	2,236 (433) 25箇所	
	都川処理区	2,187 (615)	1,487 (412)	810 (0)	3,329 (2,404)	1,218 (257) 15箇所	
	和田処理区	3,999 (1,437)	2,402 (389)	1,948 (341)	2,263 (425)	2,676 (737) 24箇所	
	安城処理区	220 (0)	231 (0)	222 (0)	271 (0)	283 (0) 2箇所	
	杵束処理区	1,363 (73)	1,505 (110)	1,257 (0)	1,330 (36)	1,344 (0) 10箇所	
	地方処理区	1,801 (130)	三保三隅処理区へ統合				
漁業集落排水	河内処理区	7,235 (788)	7,558 (1,568)	6,554 (783)	6,652 (1,371)	7,423 (1,033) 14箇所	
	岡見処理区	2,535 (721)	1,717 (260)	2,181 (853)	2,041 (715)	1,775 (187) 11箇所	
	古湊処理区	90 (0)	98 (0)	三保三隅処理区へ統合			
	福浦処理区	427 (77)	351 (0)	三保三隅処理区へ統合			
	須津処理区	746 (0)	713 (0)	755 (0)	1,532 (462)	1,709 (674) 5箇所	

	青浦処理区	563 (188)	412 (0)	365 (0)	579 (0)	684 (208)	3 箇所
	合 計	58,252 (14,209)	52,975 (8,400)	51,450 (8,330)	57,034 (12,712)	57,195 (10,000)	244 箇所

#### 4 合併処理浄化槽補助の実績（5年間分）

	R2	R3	R4	R5	R6
件数	106 件	114 件	112 件	89 件	78 件
金額	41,570 千円	45,825 千円	49,683 千円	39,554 千円	34,963 千円

#### 【参考】

##### 浄化槽設置整備事業補助金額

- ・浄化槽設置補助

人槽	地域	浜田・弥栄・三隅	金城・旭
5 人槽		332,000 円	390,000 円
7 人槽		414,000 円	474,000 円
10 人槽		548,000 円	660,000 円
11 人槽以上		939,000 円	1,002,000 円

- ・宅内配管補助（汲み取り、単独浄化槽からの転換。住宅の建替え増改築は除く）

上限 300,000 円

- ・単独浄化槽等の撤去補助（完全に撤去する場合）

単独処理浄化槽	上限 120,000 円
くみ取り槽	上限 90,000 円

- ・単独浄化槽を雨水貯留槽へ再利用補助

上限 90,000 円

#### 5 出雲市が下水道から合併処理浄化槽へ方針転換された理由

全体計画区域内の事業認可区域外においては、合併処理浄化槽の普及が進んでおり、下水道整備の効果が低いため、令和8年度に概成するよう国土交通省から当市に対して直接指導があったため。

上記の地域は、人口密度がそれほど高くなく、下水道整備に比べ合併処理浄化槽が経済性で有利と判断したため。

## 6 処理区ごとの接続率、負担金額（5年間の累計額）

### 1) 接続率

(上段：接続人口、下段：接続率)

処理区名		R2	R3	R4	R5	R6
公共下水道	国府処理区	1,889人 62.8%	1,891人 63.7%	1,872人 64.1%	1,846人 63.9%	1,858人 64.8%
	旭処理区	1,087人 92.3%	1,087人 92.4%	1,058人 92.2%	1,043人 92.2%	1,003人 92.4%
	三保三隅処理区	2,281人 83.5%	2,734人 87.5%	2,667人 86.4%	2,620人 86.4%	2,605人 86.6%
農業集落排水	美川処理区	841人 72.3%	825人 74.1%	792人 77.0%	778人 77.6%	770人 77.6%
	雲城処理区	883人 75.7%	885人 76.0%	905人 77.2%	863人 77.0%	906人 82.3%
	市木処理区	176人 89.3%	170人 90.9%	165人 91.7%	162人 92.6%	158人 93.5%
	都川処理区	98人 74.8%	88人 73.3%	88人 73.9%	89人 78.1%	81人 77.1%
	和田処理区	219人 78.8%	212人 78.8%	206人 78.0%	197人 77.9%	192人 78.4%
	安城処理区	176人 100.0%	174人 100.0%	177人 100.0%	167人 100.0%	162人 100.0%
	杵東処理区	325人 95.0%	315人 96.0%	317人 95.8%	310人 96.0%	302人 96.5%
	地方処理区	R2末に三保三隅処理区へ統合				
	河内処理区	210人 69.5%	201人 71.5%	189人 71.1%	186人 71.8%	182人 71.4%
	岡見処理区	192人 68.6%	204人 76.1%	209人 78.6%	212人 80.3%	207人 80.5%
	古湊処理区	167人 97.1%	R2末に三保三隅処理区へ統合			
漁業集落排水	福浦処理区	296人 99.7%				
	須津処理区	270人 94.1%	264人 94.6%	251人 95.4%	244人 95.7%	238人 96.0%
	青浦処理区	21人 100.0%	21人 100.0%	19人 100.0%	19人 100.0%	16人 100.0%

### 2) 負担金額

(上段：収納件数、下段：収納金額)

処理区名		R2	R3	R4	R5	R6	累計
公共下水道	国府処理区	13件 1,029千円	4件 296千円	11件 912千円	7件 407千円	3件 150千円	38件 2,794千円
	旭処理区	2件 250千円	4件 500千円	1件 50千円	4件 650千円		11件 1,450千円
	三保三隅処理区	19件 1,286千円	16件 1,207千円	6件 472千円	4件 420千円	8件 683千円	53件 4,068千円

農業 集落 排水	美川処理区		1件 150千円	2件 300千円			3件 450千円
	雲城処理区	1件 40千円	2件 185千円	3件 225千円	7件 825千円	6件 563千円	19件 1,838千円
	市木処理区	6件 300千円	2件 100千円				8件 400千円
	都川処理区		1件 200千円	1件 150千円	1件 50千円	2件 100千円	5件 500千円
	和田処理区	2件 100千円	1件 50千円				3件 150千円
	安城処理区						
	杵束処理区		1件 75千円	1件 150千円			2件 225千円
	地方処理区	1件 105千円	三保三隅処理区へ統合				
	河内処理区	1件 26千円	1件 105千円	2件 210千円			4件 341千円
漁業 集落 排水	岡見処理区	1件 105千円	2件 131千円	2件 52千円	4件 263千円	3件 79千円	12件 630千円
	古湊処理区			三保三隅処理区へ統合			
	福浦処理区			三保三隅処理区へ統合			
	須津処理区	2件 52千円					2件 52千円
合 計		48件 3,293千円	35件 2,999千円	29件 2,521千円	27件 2,615千円	22件 1,575千円	161件 13,003千円

### 【参考】

処理区（地域）名	負担金額	備考
国府処理区	140,000 円	一般家庭（土地面積60坪、居住人数4人）で算定。 上限額：200,000 円
美川処理区	150,000 円	
雲城処理区	150,000 円	
旭地域	150,000 円	供用開始後3年経過：200,000 円
弥栄地域	150,000 円	
三隅地域	105,000 円	

※負担金の納付方法には、一括と分割（2年間で4回分割）がある。